(仮称) 千種駅前計画に係る 計画段階環境配慮書

(大規模建築物の建築)

令和7年9月

積水ハウス株式会社

はじめに

本計画段階環境配慮書は、「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年名古屋市条例第 40 号)に基づき、事業計画の立案の段階から、事業による重大な環境影響の回避・低減のため、対象事業に係る計画段階配慮事項を検討し、結果をとりまとめたものである。

目 次

| 第 | 1章 | . Ę | 事業 | 者ℓ | り名 | 称 | ` ' | 代表 | 長者 | f O |)氏 | ;名 | · 及 | : U | 事 | 務 | 所 | Ø Ē | 听 者 | E地 | <u>.</u> | • • | | • • | • • | . | • • • | • • | • • 1 |
|-----|-----|---|---------------------------------------|----|-----|------------|-----|------------|--------------|---------------|------------|------------|-----|-----|-------|---|---|-----|------------|----|----------|-----|---|-----|------------|-----------|-------|-----|-------|
| 第 | 2 章 | 文 | 対象 | 事業 | 色の |)名 | 称 | , | 目的 | 方及 | とひ | ド内 | 了容 | ٤٠. | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | 2-1 | 事業 | と と と と と と と と と と と と と と と と と と と | 名利 | 尔及 | てび | 種 | 類· | | | | | | | | | | | ٠. | | | | | | | | | | 2 |
| | 2-2 | 事業 | Ěの | 目白 | 勺. | | | | | | | | | | | | | | | | | • • | | | | | | | 2 |
| | 2-3 | 事業 | Ěの | 内名 | 孝・ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • • | | | | 2 |
| | 2-4 | 事美 | | 画の | り根 | 要 | | | | | | | | | | | | | | | | • • | | | • • | | | | · · 4 |
| 第 | 3 章 | 文 | 计象 | 事美 | 色の | 事 | 業 | 実力 | 布想 | 見定 | ₹ 🗵 | 〔域 | 泛及 | : U | ヾそ | の | 周 | 辺址 | 抱垣 | 或の | 概 | 況 | | | | | | | · 11 |
| /1* | 3-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3-2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 4 章 | 文 | 寸象 | 事為 | 巻に | 係 | る | 計画 | 町 段 | 定階 | 皆 |]慮 | (事 | 邛 | 並 | び | に | 調3 | 查、 | 子 | ·測 | 及` | び | 評信 | 折 の |)手 | 法· | | . 77 |
| | 4-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4-2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4-3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 5 章 | 音音 | 十画 | 段隆 | 皆配 | 2慮 | 事 | 項(| こ係 | るる | 部 | 看查 | : ` | 子 |)測 | 及 | び | 評亻 | 面の | り結 | 果 | | | | | | | | . 87 |
| | 5-1 | 大気 | 気質 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • • | | | • • | | | | . 87 |
| | 5-2 | 騒 | | 音· | | | | | | | | | | | | | | | | | | • • | | | • • | | | | 107 |
| | 5-3 | 振 | | 動· | | | | | | | | | | | | | | | | | | • • | | | • • | | | | 120 |
| | 5-4 | 風 | | 害· | | | | | | | | | | | · • • | | | | | | | | | | | | | | 130 |
| | 5-5 | 日則 | 頁阻 | 害· | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 135 |
| | 5-6 | 電源 | 支障 | 害· | | | | | | | | | | | | | | | ٠. | | | | | | | | | | 143 |
| | 5-7 | 景 | | 観· | | | | | | | | | | | | | | | | | | • • | | | | | | | 148 |
| 第 | 6 章 | 文 | 対象 | 事美 | 巻に | 係 | る | 計區 | 国 | 定隆 | 皆配 |]慮 | (O) | 総 | 合 | 的 | な | 評亻 | 洒· | | | • • | | | | | | | 155 |
| 第 | 7章 | : · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 景境 | の伊 | 录全 | <u>き</u> の | 見 | 地7 | 3× È | 画 |] 慮 | Ìυ | た | . 内 | 容 | | | | | | | • • | | | • • | | | | 157 |
| | 7-1 | 事業 | 美実 | 施杰 | 式思 | 区 | 域 | の <u>3</u> | 立地 | 也及 | żυ | ľ± | :地 | 1利 | 用 | に | 際 | し、 | T 0 | り配 | 慮 | | | | • • | | | | 157 |
| | 7-2 | 建設 | 设作 | 業時 | 寺を | :想 | 定 | した | と西 | 己慮 | Ţ. | | | | | | | | | | | • • | | | • • | | | | 158 |
| | 7-3 | 施言 | サ <i>の</i> | 存れ | F • | 供 | 用 | 時 | シボ | 見信 | ₹] | <i>t</i> - | 西 | 虚 | | | | | | | | | | | | | | | 160 |

【資料編】

| 資料1-1 | 建設機械の稼働による大気質の予測時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|----------|--|
| 資料1-2 | 建設機械の稼働による騒音及び振動の予測時期・・・・・・・・・・・ 資料-3 |
| 資料 2-1 | 大気汚染に係る環境基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料-5 |
| 資料 2-2 | 騒音に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料-7 |
| 資料 2-3 | 水質汚濁に係る環境基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料 2-4 | 土壌の汚染に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料-14 |
| 資料 2 - 5 | ダイオキシン類に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料 2 - 6 | 騒音に係る規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料2-7 | 振動に係る規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料2-8 | 地盤に係る規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料 2 - 9 | 日照に係る規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料 2-10 | 緑化に係る規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料 3-1 | 風向・風速の異常年検定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-29 |
| 資料 3 - 2 | 建設機械の稼働による大気汚染の予測手法・・・・・・・・・・資料-31 |
| 資料 3 - 3 | 建設機械の稼働による大気汚染の予測に用いた気象条件・・・・・資料-34 |
| 資料 3-4 | 建設機械の稼働による大気汚染の予測に用いた排出量の |
| | 算定 · · · · · · · · 資料-37 |
| 資料3-5 | 建設機械の稼働による大気汚染の予測に用いた変換式の |
| | 設定 · · · · · · · · 資料-41 |
| 資料 4-1 | 環境騒音測定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料 4-2 | 建設機械の稼働に伴う騒音の予測手法・・・・・・・・・・・・資料-44 |
| 資料 4-3 | 建設機械の各中心周波数別音圧レベル・・・・・・・・・・・・資料-46 |
| 資料 4-4 | 回折減衰について・・・・・・・資料-47 |
| 資料 4-5 | 透過損失について資料-48 |
| 資料 5-1 | 環境振動現地調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料5-2 | 建設機械の稼働に伴う振動の予測手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料 6-1 | 日影計算に用いた理論式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料 7 - 1 | 雷波障害予測計算式資料-53 |

【用語解説】

<略称>

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

| 条例名等 | 略称 |
|--|------------------|
| 「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号) | 「愛知県生活環境保全条例」 |
| 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に 関する条例」(平成15年名古屋市条例第15号) | 「名古屋市環境保全条例」 |
| 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に 関する条例施行細則」(平成 15 年名古屋市規 則第 117 号) | 「名古屋市環境保全条例施行細則」 |
| 大気汚染常時監視測定局 | 常監局 |
| 一般環境大気測定局 | 一般局 |
| 自動車排出ガス測定局 | 自排局 |
| 東海旅客鉄道 | JR |
| 名古屋市営地下鉄 | 地下鉄 |
| 名古屋市営バス | 市バス |

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

[事業者名] 積水ハウス株式会社

〔代表者〕代表取締役 仲井 嘉浩

〔所 在 地〕大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 事業の名称及び種類

〔名 称〕(仮称) 千種駅前計画

〔種 類〕大規模建築物の建築

2-2 事業の目的

事業実施想定区域は、地下鉄千種駅北側及び JR 東海千種駅北西に位置する区域であり、 従前は千種ビル群が所在していたが、現在は解体工事が進められている。

当該地域は、名古屋市が策定した「名古屋市都市計画マスタープラン 2030」(名古屋市, 令和 2 年) において、将来都市構造における拠点市街地『都心ゾーン』に位置づけられている。『都心ゾーン』における施策の方向性の一つとして、「都心における質の高い居住環境の形成」が掲げられており、質の高い中高層住宅の誘導を通じて、都市機能の集積及び職住近接による利便性を活かした快適な居住環境の形成が求められている。

本事業では、街区全体を活用し、店舗併設型の共同住宅を整備することにより、千種駅 周辺の賑わいの創出に寄与するとともに、快適で持続可能な居住環境の形成を図り、地域 の魅力向上とまちづくりの推進を目的とする。

2-3 事業の内容

(1) 事業実施想定区域の位置

名古屋市東区葵三丁目 1501 番 他 (図 2-3-1 参照)

(2) 事業規模

〔高 さ〕 約 190m

〔延べ面積〕 約100,000m²



図 2-3-1 事業実施想定区域の位置

2-4 事業計画の概要

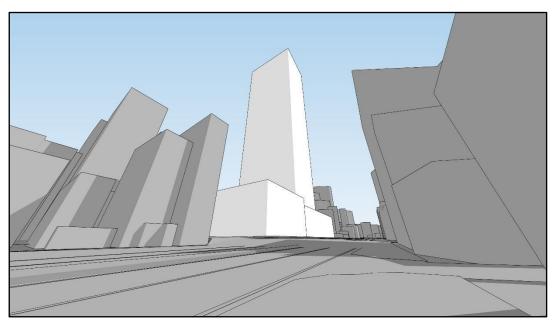
(1) 建築概要

建築計画の概要は表 2-4-1 に、新建築物の建物イメージは図 2-4-1 に示すとおりである。

表 2-4-1 建築計画の概要

| 項目 | 内 容 |
|-------------------|--|
| 地域・地区 | 商業地域、防火地域、準防火地域、緑化地域、特定用途誘導地区、宅地 造成工事規制区域、駐車場整備地区 |
| 主要用途 | 共同住宅(約450戸)、一部店舗 |
| 階数・高さ | 地上 48 階、地下 1 階・高さ約 190 m |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 |
| 事業実施想定 区域の区域面積 | 約 10,400 m ² |
| 延べ面積 | 約 100,000 m ² |
| 駐 車 台 数 | 最大約 450 台 |
| 緑 化 計 画 | 地上部及び屋上の一部 |
| 主要なアクセス 手 段 | 歩行者: JR「千種駅」より徒歩3分 地下鉄東山線「千種駅」より徒歩1分 自動車:一般市道赤萩町線及び一般市道錦通線 |

注) 計画段階環境配慮書作成時点での計画であり、今後変更となる可能性がある。



注) 事業実施想定区域の北側からの視点

図 2-4-1 新建築物の建物イメージ

(2) 事業計画に係る複数案の検討の経緯

① 複数案の検討方針

「環境影響評価技術指針」(平成 11 年名古屋市告示第 127 号) に基づき、本事業における事業計画の複数案については、以下の方針に基づき検討した。

- ・実行可能であり、かつ対象事業の目的が達成されるもの。
- ・環境の保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討ができる もの。

② 複数案検討の経緯

事業計画の検討に際し、事業実施想定区域の位置、規模、配置、構造及び事業を実施しない場合(ゼロ・オプション)について検討を行った。

本事業では、千種駅周辺の賑わいの創出に寄与するとともに、快適で持続可能な居住環境の形成を図り、地域の魅力向上とまちづくりの推進を目的としており、事業実施想定区域の位置や、事業を実施しない場合(ゼロ・オプション)は複数案として設定できない。また、地上部の計画については、敷地の有効活用を前提とした合理的な内容となっており、本事業に最も適した計画であることから、複数案の設定はできない。一方、地下1階部分の規模及び構造について、西側道路境界から離隔を確保し、山留の範囲を狭くすることで工事の合理化を図る計画と、機能面での合理性を優先し、西側道路境界付近まで躯体を構築し、敷地の有効利用を図る計画の2案を検討していることから、地下1階部分の規模及び構造を複数案として設定した。規模及び構造の複数案に関し、施工方法、工事期間も異なることから、工事による環境への影響を重点的に検討することとした。

各案の内容は表 2-4-2 に、建物配置は図 2-4-2 に、地下 1 階部分の平面図及び建物断面図は図 2-4-3 に示すとおりである。なお、地上部については両案とも同じ配置、規模及び構造である。

③ 複数案の設定

本配慮書では、複数案として「地下縮小案」と「地下拡大案」を設定した。 複数案の内容を表 2-4-2 に示す。

表 2-4-2 複数案の内容

| | 区分 | 概要 |
|----|-------|---|
| A案 | 地下縮小案 | 地下部の面積を小さくし、山留の範囲を狭くするなど、地下の 工事規模を小さくすることで、西側道路境界からの離隔距離の 確保、工事期間の短縮など工事の合理化を図る案。 |
| B案 | 地下拡大案 | 敷地の有効利用を目的に、地下部の面積を大きくし、駐車場台 数を多く確保するなど事業生産性を高める案。 |

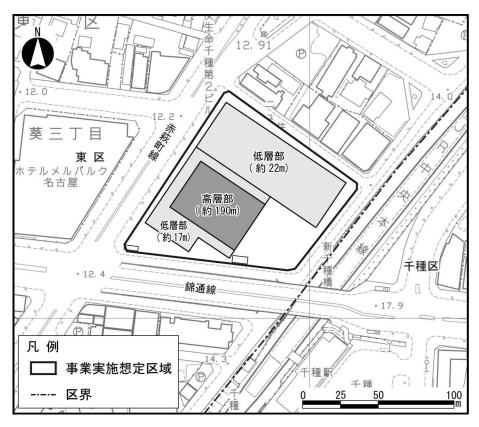


図 2-4-2 建物配置図(A案、B案共通)

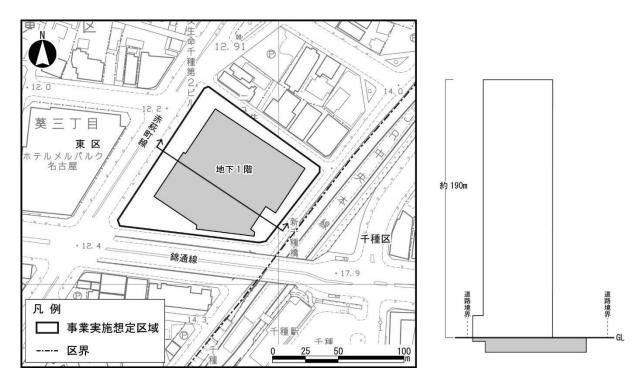


図 2-4-3(1) 地下 1 階平面図及び断面図 (A案)

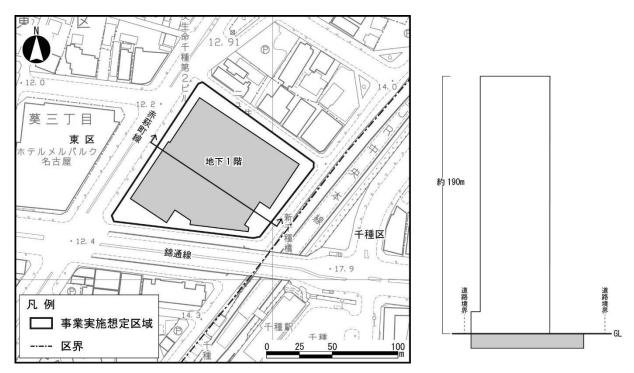


図 2-4-3(2) 地下 1 階平面図及び断面図 (B案)

(3) 工事実施計画の概要

① 工事工程

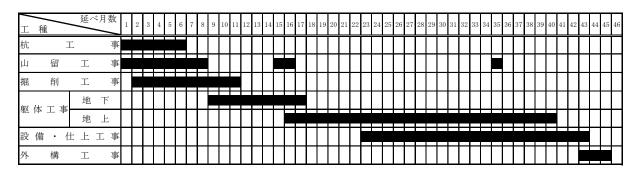
各案の工事工程は表 2-4-3 に示すとおりである。

工事実施手順は両案で共通であり、地下部分において杭、山留、掘削工事を進めたのち、 地下躯体、地上躯体工事を行い、設備・仕上、外構工事を行い完成する。

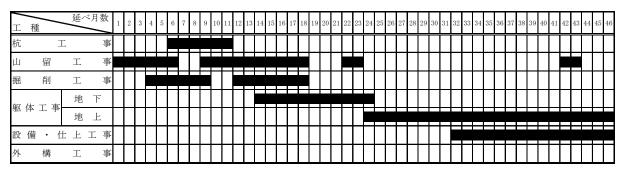
工事予定期間をみると、地下縮小案 (A案) は 46 ヶ月間、地下拡大案 (B案) は 53 ヶ月間であり、A案と比較し、B案は全体工期が 7 ヶ月長い。工種別にみると、B案は山留及び掘削面積が広いため、山留工事、掘削工事期間が長くなっている。

表 2-4-3 工事工程表

【A案】



【B案】



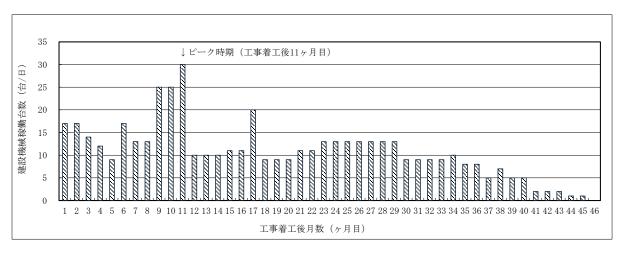
| 工 種 | 延^ | ド月数 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 |
|---------|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 杭 | Ľ | 事 | | | | | | | |
| 山 留 | 工 | 事 | | | | | | | |
| 掘削 | 工 | 事 | | | | | | | |
| 郎 仕 丁 亩 | 地 | 下 | | | | | | | |
| 躯体工事 | 地 | 上 | | | | | | | |
| 設備・イ | 土上 | 工事 | | | | | | | |
| 外 構 | 工 | 事 | | | | | | | |

注) 各案とも、事業実施想定区域内に残存し、新建築物の建築に干渉する既存施設基礎部の解体、除去工 事を含んでいる。

② 建設機械の稼働計画

各案の主な建設機械の稼働台数は、図 2-4-4 に示すとおりであり、稼働台数が最大となる時期は、A案は工事着工後 $11 \, \mathrm{rfl}$ B案は $16 \, \mathrm{rfl}$ 目である。また、建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期は、表 2-4-4 に示すとおりである。(資料 $1-1\sim2$ (資料編 p. 資料 $-1\sim$ 資料 -4) 参照)

【A案】



【B案】

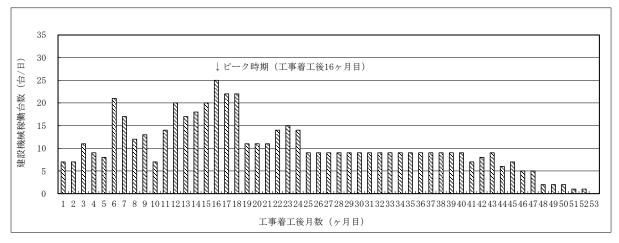


図 2-4-4 建設機械の稼働台数

表 2-4-4 建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期

| 区分 | 環 | 境要素 | 工事内容 | 最大となる時期 | | | | |
|-----|-----|-------|----------------|---------|-----------|--|--|--|
| | 上层所 | 窒素酸化物 | 杭・山留・掘削・地下躯体工事 | 工事着工後 | 2~13 ヶ月目 | | | |
| A # | 大気質 | 粒子状物質 | 杭・山留・掘削・地下躯体工事 | IJ | 2~13 ヶ月目 | | | |
| A案 | 騒 音 | | 地下躯体工事・地上躯体工事 | " | 17ヶ月目 | | | |
| | 振動 | | 掘削・地下躯体工事 | " | 11ヶ月目 | | | |
| | 上层所 | 窒素酸化物 | 山留・掘削・地下躯体工事 | " | 12~23 ヶ月目 | | | |
| n # | 大気質 | 粒子状物質 | 杭・山留・掘削・地下躯体工事 | " | 11~22 ヶ月目 | | | |
| B案 | 騒 音 | | 山留・地下躯体・地上躯体工事 | IJ | 23~24 ヶ月目 | | | |
| | 振動 | | 山留・掘削・地下躯体工事 | IJ | 16 ヶ月目 | | | |

注)「最大となる時期」について、大気質は 12 ヶ月間の排出量が最大となる期間を、騒音及び振動は、 施工期間中における合成騒音レベル、合成振動レベルがそれぞれ最大となる月を示す。

③ 使用する主な建設機械

使用する主な建設機械の種類は両案で共通であり、バックホウ、クラムシェル、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ダンプトラック等である。

第3章 対象事業の事業実施想定区域及びその周辺地域の概況

事業実施想定区域は、図 3-1 に示すとおり名古屋市東区に位置し、東側には JR 千種駅、南側には地下鉄東山線の千種駅がある。また、事業実施想定区域の南東側には市バスの千種バスターミナルがあり交通の拠点となっている。

事業実施想定区域周辺の道路としては、北側に桜通、南側に錦通、西側に赤萩町線が通っている。

事業実施想定区域内に存在した既存施設の解体については本事業とは別事業であるが、 概ね解体工事が完了しており、区域内の大半は更地の状態である。

事業実施想定区域及びその周辺地域の概況を把握する範囲として、工事中の騒音、安全性及び存在・供用時の風害、日照阻害の影響範囲に注目し、街区等を考慮して、表 3-1 及び図 3-2 に示す区域(以下、「調査地域」という。)を設定した。

 区名
 学区名

 東区
 葵学区の一部、筒井学区の一部

 千種区
 内山学区の一部、千石学区の一部、千種学区の一部

 中区
 新栄学区の一部

表 3-1 調査地域

以降は、この調査地域を中心に、事業実施想定区域周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理した。

なお、資料の収集は、令和7年5月末の時点で入手可能な最新の資料とした。



図 3-1 事業実施想定区域とその周辺地域



図 3-2 調査地域図

3-1 自然的状况

(1) 地形・地質等の状況

地形・地質

ア. 地 形

調査地域及びその周辺の地形は、図 3-1-1 に示すとおり、台地・段丘(中位段丘及び下位段丘)及び低地(盛土地)に区分される。

イ. 地 質

調査地域及びその周辺の表層地質は、図 3-1-2 に示すとおり、砂を主とする層、砂・礫を主とする層、砂・泥を主とする層及び礫を主とする層である。

地盤沈下

地盤沈下の状況は、表 3-1-1 及び図 3-1-3 に示すとおりである。

調査地域には、名古屋市の水準点が3地点あり、令和5年度の測量結果では、2~4mmの 沈下を示している。

表 3-1-1 水準点における年間沈下量の状況(令和5年度)

| 管理機関 項目 | 名古屋市 | | | | | | |
|-----------|------|------|------|--|--|--|--|
| 水準点 | N118 | N119 | N356 | | | | |
| 年間沈下量(mm) | -2 | -3 | -4 | | | | |

出典)「令和5年度 濃尾平野地域地盤沈下等量線図」

(東海三県地盤沈下調査会,令和6年)

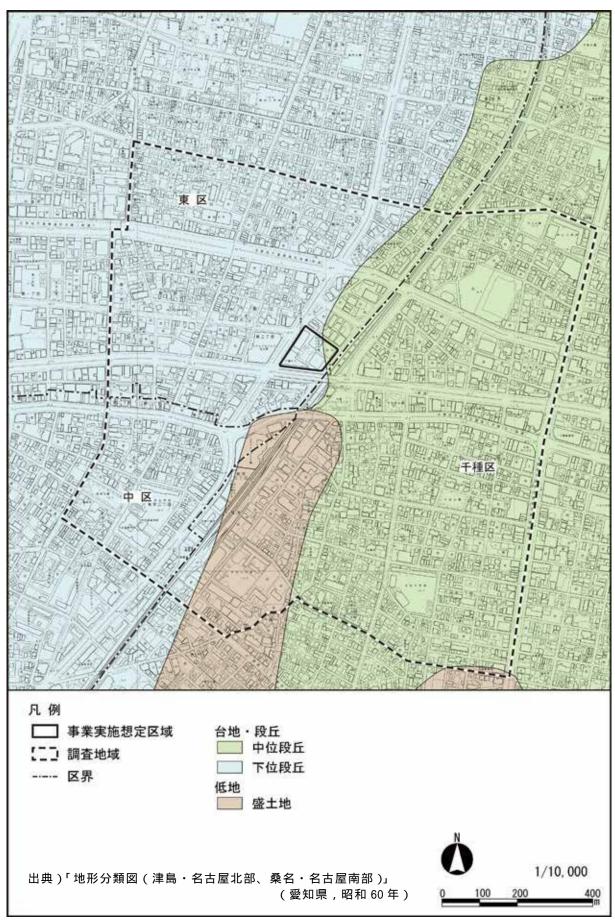


図 3-1-1 地形分類図

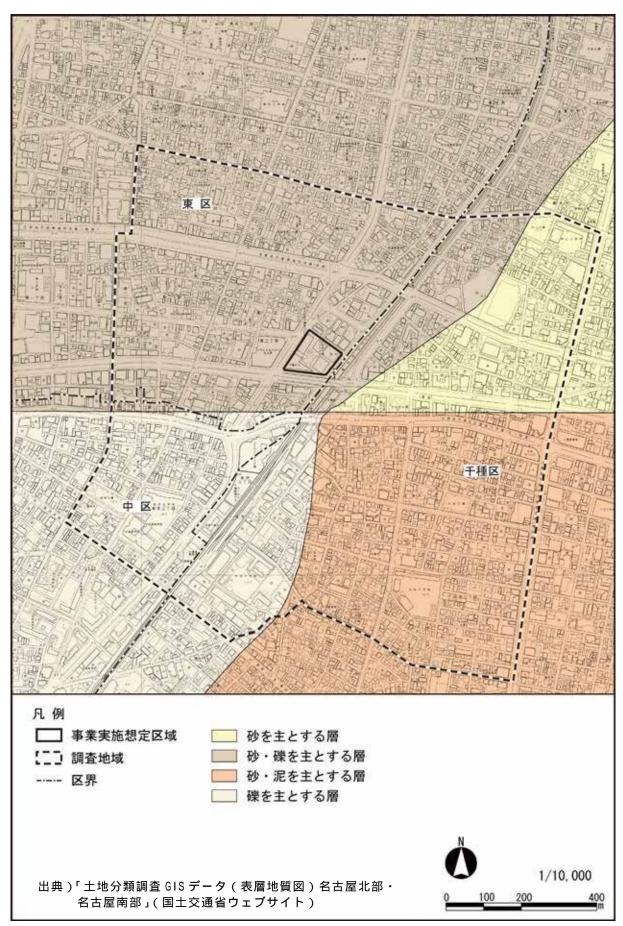


図 3-1-2 表層地質図

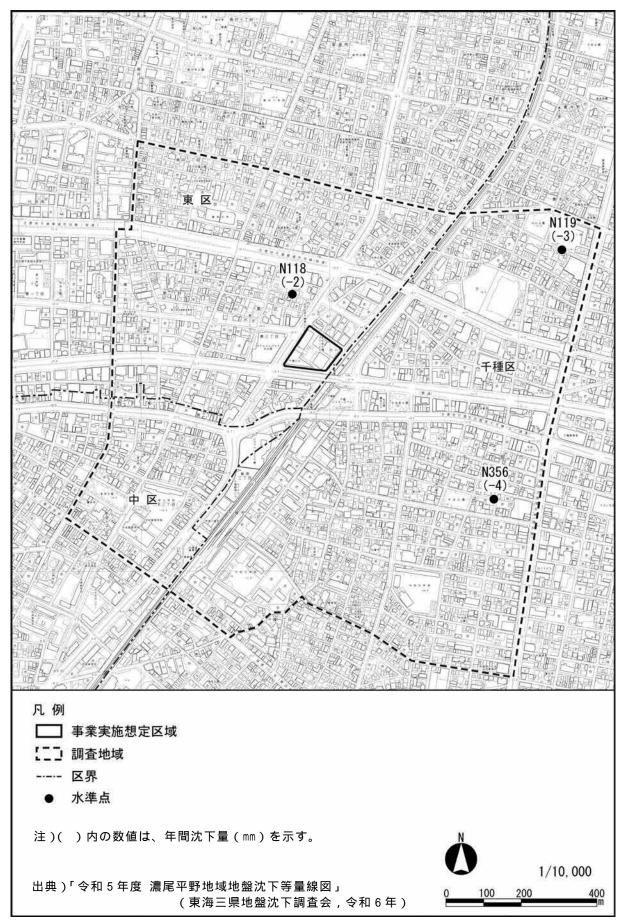


図 3-1-3 水準点配置図

土壌等

調査地域における「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づく区域の指定状況は、表 3-1-2 に示すとおりである。

調査地域には、形質変更時要届出区域の指定が1箇所ある。なお、事業実施想定区域に法、条例に基づく区域の指定はない。

なお、調査地域において、ダイオキシン類(土壌)の調査は行われていない。

表 3-1-2 形質変更時要届出区域の指定状況

| 区分 | 指定 番号 | 所在地 | 面積 (m²) | 分類 | 指定に係る 特定有害物質の種類 | 指定年月日 |
|----|----------|-------------------------------------|------------|----|--------------------|-------------------|
| 法 | 指-11 | 千種区千種 1 丁目 1706 番及び 1707 番 2 の全域 | 203.04 | 一般 | - | 平成 20 年 11 月 25 日 |

注)令和7年3月28日現在

出典)「土壌汚染に係る区域一覧」(名古屋市ウェブサイト)

(2) 災害の状況

調査地域及びその周辺における地震災害危険度評価(建物倒壊の危険性)の状況は、図3-1-4に示すとおりである。

調査地域は、建物倒壊の危険性が 15%未満の地域が大半であるが、一部では 15%以上の地域もみられる。

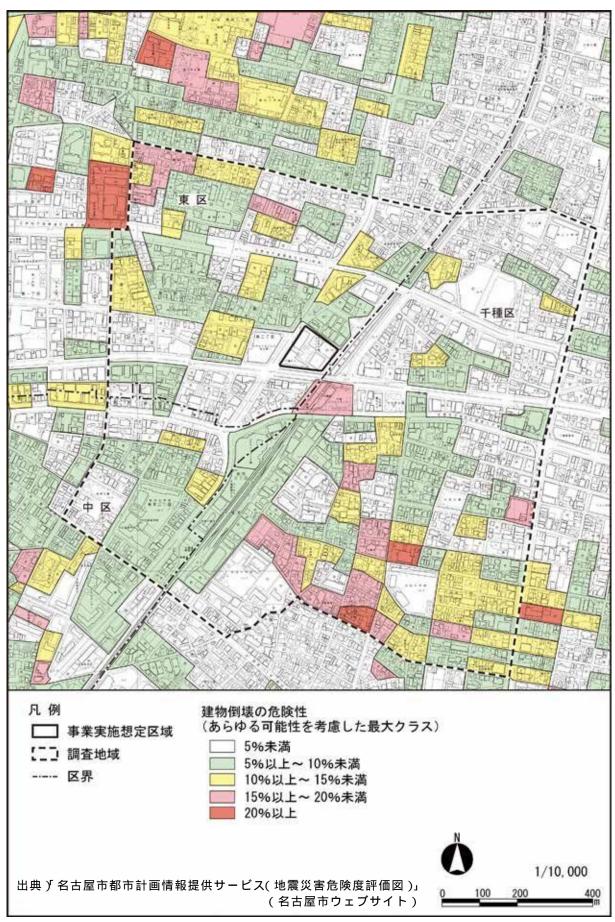


図 3-1-4 地震災害危険度評価の状況

(3) 水環境の状況

水 象

調査地域及びその周辺は、新堀川流域に位置する。

調査地域に河川はないが、調査地域の周辺には南西側に新堀川、西側に堀川が流れている。

出典)「国土数値情報(河川、流域メッシュ)」(国土交通省ウェブサイト)

水 質

調査地域及びその周辺において、水質及びダイオキシン類(水質)の測定は行われていない。

底質

調査地域及びその周辺において、底質及びダイオキシン類(底質)の測定は行われていない。

地下水

調査地域及びその周辺における地下水の調査結果は、表 3-1-3 に示すとおりである。

令和 5 年度の調査結果は、「千種区内山一丁目」の 1,2-ジクロロエチレンが環境基準に 適合していない。

なお、調査地域及びその周辺において、ダイオキシン類(地下水)の調査は行われていない。

表 3-1-3 地下水調査結果(令和 5 年度)

単位:mg/L

| 調査区分 | 概 | 況メッシュ調 | * 1 | 定期モニタ リング調査 | |
|----------------|---------|---------|---------|----------------|-----------|
| | 7 | 8 | 17 | 85 | |
| 調査地点 | 千種区松軒 | 千種区千種 | 中区東桜 | 千種区内山 | 環境基準 |
| | 一丁目 | 三丁目 | 二丁目 | 一丁目 | |
| 採水年月日 | R5.8.23 | R5.8.23 | R5.8.17 | R5.10.3 | |
| カドミウム | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | - | 0.003 以下 |
| 全シアン | <0.1 | <0.1 | <0.1 | - | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.007 | <0.005 | <0.005 | - | 0.01 以下 |
| 六価クロム | <0.01 | <0.01 | <0.01 | - | 0.02 以下 |
| 砒素 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | - | 0.01 以下 |
| 総水銀 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | - | 0.0005 以下 |
| アルキル水銀 | - | - | - | - | 検出されないこと |
| PCB | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | - | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | <0.002 | <0.002 | <0.002 | - | 0.02 以下 |
| 四塩化炭素 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | - | 0.002 以下 |
| クロロエチレン | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | - | 0.002 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | - | 0.004 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | <0.01 | <0.01 | <0.01 | - | 0.1 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | <0.004 | <0.004 | <0.004 | 0.063 | 0.04 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | - | 1 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | - | 0.006 以下 |
| トリクロロエチレン | <0.001 | <0.001 | <0.001 | - | 0.01 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.0062 | 0.0062 | 0.0062 | - | 0.01 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | - | 0.002 以下 |
| チウラム | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | - | 0.006 以下 |
| シマジン | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | - | 0.003 以下 |
| チオベンカルブ | <0.002 | <0.002 | <0.002 | - | 0.02 以下 |
| ベンゼン | <0.001 | <0.001 | <0.001 | - | 0.01 以下 |
| セレン | <0.002 | <0.002 | <0.002 | - | 0.01 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 1.3 | 5.1 | <0.1 | - | 10 以下 |
| ふっ素 | <0.08 | 0.12 | 0.17 | - | 0.8以下 |
| ほう素 | 0.03 | 0.05 | <0.02 | - | 1 以下 |
| 1,4-ジオキサン | <0.005 | <0.005 | <0.005 | - | 0.05 以下 |

注)1:「<」は測定下限値未満であること、「-」は測定を行っていないことを示す。

^{2:}環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、アルキル水銀及び PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

^{3:}網掛けは、環境基準に適合していないことを示す。

出典)「令和5年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(4) 大気環境の状況

気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間(令和元年度~令和 5 年度)の年間平均気温は 17.1 、年平均降水量は 1,715.6 mmである。

また、名古屋地方気象台及び調査地域周辺の常監局である国設名古屋大気環境測定所、 滝川小学校、守山保健センター、若宮大通公園及び上下水道局北営業所における過去 5 年 間(令和元年度~令和 5 年度)の風向・風速の測定結果は表 3-1-4 に、常監局の位置は図 3-1-5 に示すとおりである。

年間の最多風向は、名古屋地方気象台、守山保健センター及び上下水道局北営業所が北 北西、国設名古屋大気環境測定所及び滝川小学校が北西、若宮大通公園が西北西となって いる。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が3.0m/s、国設名古屋大気環境観測所が1.8 m/s、滝川小学校が1.2m/s、守山保健センターが2.5m/s、若宮大通公園が0.7m/s、上 下水道局北営業所が1.8m/sとなっている。

出典)「気象観測データ」(気象庁ウェブサイト)

表 3-1-4 気象測定結果[月別最多風向及び平均風速](令和元年度~令和5年度)

単位(風速): m/s

| | | | | | | | | | | | | | + IZ () | | |
|--------------|--|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|----------|-----|-----|
| | 区分 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間 |
| 7 + 1 | 日业士与各人 | 平均風速 | 3.5 | 3.1 | 2.8 | 2.7 | 3.0 | 2.7 | 2.8 | 2.7 | 2.8 | 3.0 | 3.3 | 3.3 | 3.0 |
| 岩古 | 屋地方気象台 | 最多風向 | NNW | NNW | SSE | SSE | SSE | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW |
| | 国設名古屋大 | 平均風速 | 2.3 | 1.7 | 1.4 | 1.2 | 1.3 | 1.3 | 1.7 | 1.7 | 2.0 | 2.2 | 2.4 | 2.5 | 1.8 |
| | 気環境測定所 | 最多風向 | NW | SSE | SSE | SSE | SSE | SSE | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW |
| | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 平均風速 | 1.5 | 1.3 | 1.3 | 1.4 | 1.6 | 1.2 | 0.9 | 0.9 | 1.1 | 1.1 | 1.3 | 1.4 | 1.2 |
| 常 | 滝川小学校 | 最多風向 | NW | NW | SE | SE | SE | SE | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW |
| 監 | 守山保健 | 平均風速 | 2.9 | 2.6 | 2.5 | 2.5 | 2.8 | 2.5 | 2.2 | 2.1 | 2.1 | 2.3 | 2.5 | 2.7 | 2.5 |
| 局 | センター | 最多風向 | NNW | NNW | S | SSE | S | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW |
| | 若宮大通公園 | 平均風速 | 0.9 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | 0.6 | 0.6 | 0.9 | 1.0 | 1.1 | 1.1 | 0.7 |
| | 石呂入迪公園 | 最多風向 | WNW | WNW | WNW | WNW | ESE | WNW | WNW | WNW | WNW | WNW | WNW | WNW | WNW |
| | 上下水道局 | 平均風速 | 2.1 | 1.9 | 1.7 | 1.6 | 1.8 | 1.7 | 1.8 | 1.6 | 1.6 | 1.7 | 1.9 | 2.0 | 1.8 |
| | 北営業所 | 最多風向 | NNW | NNW | NNW | S | S | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

注)1時間値に基づき作成した。

出典)「気象観測データ」(気象庁ウェブサイト)

大気質

調査地域及びその周辺には、一般局の国設名古屋大気環境測定所、滝川小学校及び守山保健センター、自排局の若宮大通公園及び上下水道局北営業所がある。

これらの測定局の位置は、図 3-1-5 に示すとおりである。

[「]愛知県大気汚染常時監視結果」(愛知県ウェブサイト)



図 3-1-5 常監局の位置

ア. 二酸化硫黄

令和5年度における二酸化硫黄の測定結果は、表3-1-5に示すとおりであり、若宮大通公園では環境基準を達成している。なお、国設名古屋大気環境測定所は、年間測定時間が6,000時間未満であり、有効測定局となっていない。

表 3-1-5 二酸化硫黄測定結果(令和 5年度)

| | | | | 短期的評 | 価 | | | | | |
|--------|---------|---|-----|------|-----|--------------|---------------------|---|--------------|--------------|
| 測定局 | 年平均値 | 1 時間値が 0.1ppm 日 平 均 値 が を超えた時間数と 0.04ppm を超えた 日数とその割合 | | | | 環境基準の達成状況 | 日平均値 の 2%除 外値 | 日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上連 続したこと の有無 | 環境基準の達成状況 | 1時間値の 最高値 |
| | (ppm) | (時間) | (%) | (日) | (%) | :達成 ×:非達成 | (ppm) | : 無 × : 有 | :達成 ×:非達成 | (ppm) |
| 国設名古屋大 | (0.000) | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | | (0.002) | (無) | - | 0.013 |
| 若宮大通公園 | 0.001 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | | 0.003 | 無 | | 0.009 |

注)1:環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。」である。

^{2:}評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

^{3:}令和5年度の国設名古屋大気環境測定所は、年間測定時間が6,000時間未満であり、有効測定局ではないため()としている。

イ. 二酸化窒素

令和 5 年度における二酸化窒素の測定結果は、表 3-1-6 に示すとおりであり、いずれの 測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

| 測定局 | 年平均値 | 1時間値 の最高値 | 日平均値 の年間 98%値 | 期的評価 達成 環境 基準 | 状況 環境 目標値 | 日平均値が0.06ppm を 超えた日数とその割合 | | | 0.04ppmを とその割合 |
|---------------|-------|--------------|---------------------|------------------------|-----------------|------------------------------|-----|-----|-------------------|
| | (ppm) | (ppm) | (ppm) | : ì | 重成 建成 非達成 | (日) | (%) | (日) | (%) |
| 国設名古屋大 気環覚測定所 | 0.008 | 0.060 | 0.023 | | | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 滝川学校 | 0.009 | 0.061 | 0.025 | | | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 守山保健センター | 0.009 | 0.054 | 0.023 | | | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 上下水道局 北営業所 | 0.013 | 0.059 | 0.028 | | | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 若宮大通公園 | 0.014 | 0.068 | 0.029 | | | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |

表 3-1-6 二酸化窒素測定結果(令和 5 年度)

- 2:環境基準の評価方法は、「年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値が 0.06ppm 以下であること。」である。
- 3:環境目標値は、「1時間の1日平均値が0.04ppm以下であること。」である。
- 4:環境目標値の評価方法は、環境基準と同一である。

出典)「令和5年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

ウ. 一酸化炭素

令和5年度における一酸化炭素の測定結果は、表3-1-7に示すとおりであり、国設名古屋大気環境測定所では環境基準を達成している。

| | | | | 短期的評 | 長期 | | | | |
|---------------|-------|------------------|-----|-------------------|-----------|---------------------|-----------|--------------|-------|
| 測定局 | 年平均値 | 8時間値が20ppmを 日平均値 | | iが 10ppm :日数とそ | 環境基準の達成状況 | 日平均値 の 2%除 外値 | 環境基準の達成状況 | 1時間値 の最高値 | |
| | (ppm) | (回数) | (%) | (日) | (%) | :達成 ×:非達成 | (ppm) | :達成 ×:非達成 | (ppm) |
| 国設名古屋大 気環境則定所 | 0.2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | | 0.4 | | 1.4 |

表 3-1-7 一酸化炭素測定結果(令和 5 年度)

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

注)1:環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。」である。

^{2:}評価方法は、「年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。

工. 浮遊粒子状物質

令和 5 年度における浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3-1-8 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

短期的評価 長期的評価 日平均值 環境目標 環境基準・ 値(快適な が0.10 mg 環境目標 生活環境 環境基 / m³ を超 1時間値の 1 時間値が 0.20 mg/ 日平均値が 0.10 mg 日平均值 値(市民の 年平均値 準・環境 の確保に えた日が 最高値 m³を超えた時間数 /m³を超えた の 2%除 健康の保 測定局 係る目標 目標値の 2 日以上 日数とその割合 とその割合 外値 護に係る 値)の達成 達成状況 連続した 目標値)の ことの有 状況 達成状況 :達 成 :達 成 :無 :達 成 (mg/m^3) (時間) (%) (日) (%) (mg/m^3) (mg/m^3) x:ఘే x:菲軾 x:ఘే x:有 国設名古屋大 0.011 0 0.0 0 0.0 0.025 無 0.079 気環境測定所 滝川小学校 0.014 0 0.0 0 0.0 0.033 無 0.101 守山保健 0.011 0 0.0 0 0.0 0.025 無 0.099 センター 上下水道局 0.013 0 0.0 0 0.0 0.033 無 0.098 北営業所 若宮大通公園 0.014 0.0 0 0.0 0.034 無 0 0.104

表 3-1-8 浮遊粒子状物質測定結果(令和 5 年度)

- 注)1:環境基準及び環境目標値(市民の健康の保護に係る目標値)は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³以下であること。」である。
 - 2:評価方法は、「年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が $0.10\ mg/m^3$ 以下であること。ただし、1 日平均値が $0.10\ mg/m^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。
 - 3:環境目標値(市民の健康の保護に係る目標値)の評価方法は、環境基準と同一である。
 - 4:環境目標値(快適な生活環境の確保に係る目標値)の評価方法は、「年平均値が 0.015 mg/m³以下であること。」である。

オ. 光化学オキシダント

令和 5 年度における光化学オキシダントの測定結果は、表 3-1-9 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成していない。

| | 昼間の | | 短期的評価 | | | | | | | |
|------------------|--------|-------|--------|----------|------|--------------|---------------|--------|--|--|
| | 1時間値の | 昼間の11 | 時間値が0. | 06ppm を超 | えた | 環境基準の | 環境目標値 | 1時間値の | | |
| 測定局 | 年平均値 | 日数及び | 時間数とそ | の割合 | | 達成状況 | の達成状況 | 最高値 | | |
| | (ppm) | (日) | (%) | (時間) | (%) | ○:達成 ×:非誠 | ○:達成 ×:非達成 | (ppm) | | |
| 国設名古屋 大気環境測定所 | 0. 036 | 87 | 24. 3 | 418 | 7.9 | × | × | 0. 113 | | |
| 滝川小学校 | 0.034 | 75 | 20. 5 | 337 | 6. 2 | × | × | 0. 112 | | |
| 守山保健センター | 0.034 | 89 | 24. 3 | 437 | 8.0 | × | × | 0. 119 | | |
| 若宮大通公園 | 0. 030 | 53 | 14. 5 | 190 | 3.5 | × | × | 0. 105 | | |

表 3-1-9 光化学オキシダント測定結果(令和5年度)

力. 微小粒子状物質

令和5年度における微小粒子状物質の測定結果は、表3-1-10に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

| | | | | | 長期的評価 | | | |
|---------------|-----------------------------------|-----|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 短期基準 | | 長期 | 基準 | | |
| 測定局 | 1 日平均値が35μg/ m³を超えた日数と その割合 | | 1日平均値の 年間 98 パーセ ンタ小値 | 短期基準との比較 | 年平均値 | 長期基準 との比較 | 環境基準の 達成状況 | 環境目標値の達成状況 |
| | (日) | (%) | (µg/m³) | ○:達成 ×:非達成 | $(\mu g/m^3)$ | ○:達成 ×:非達成 | ○:達成 ×:非達成 | ○:達成 ×:非達成 |
| 国設名古屋大気環境測定所 | 0 | 0.0 | 21.9 | 0 | 9. 1 | 0 | 0 | 0 |
| 滝川小学校 | 0 | 0.0 | 20.5 | 0 | 8. 7 | 0 | 0 | 0 |
| 守山保健 センター | 0 | 0.0 | 19.8 | 0 | 8.4 | 0 | 0 | 0 |
| 上下水道局 北営業所 | 0 | 0.0 | 21.2 | 0 | 8.8 | 0 | 0 | 0 |
| 若宮大通公園 | 0 | 0.0 | 20.3 | 0 | 8.7 | 0 | 0 | 0 |

表 3-1-10 微小粒子状物質測定結果 (令和 5 年度)

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1時間値が 0.06ppm 以下であること。」である。

^{2:}環境基準及び環境目標値の評価方法は、「5時から20時の昼間時間帯において、年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。」である。

出典)「令和5年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1 年平均値が $15\mu g/m^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu g/m^3$ 以下であること。」である。

^{2:}環境基準及び環境目標値の評価方法は、「1年平均値が $15\mu g/m^3$ 以下であること(長期基準)かつ、1日平均値のうち年間 98パーセンタイル値が $35\mu g/m^3$ 以下であること(短期基準)」である。

キ. 有害大気汚染物質

a. 環境基準が定められている物質

調査地域に最も近い調査地点である会所町(北区会所町 126 地先)における、有害大気 汚染物質等(環境基準が定められている物質)の測定結果は、表 3-1-11に示すとおりであ り、いずれの項目も環境基準を達成している。

表 3-1-11 環境基準が定められている物質の測定結果(令和5年度)

| 測定 | 清 | 会所町 | 環境基準の達成状況 〇:達 成 ×:非達成 |
|-----------|---------------|--------|-----------------------------|
| ベンゼン | $(\mu g/m^3)$ | 0. 68 | 0 |
| トリクロロエチレン | $(\mu g/m^3)$ | 0. 27 | 0 |
| テトラクロロエチレ | ン (μg/m³) | 0. 091 | 0 |
| ジクロロメタン | $(\mu g/m^3)$ | 2.8 | 0 |

注)1:値は、年平均値である。

2:環境基準は、以下に示すとおりである。

ベンゼン: 3µg/m³以下

トリクロロエチレン: $130 \mu g/m^3$ 以下 テトラクロロエチレン: $200 \mu g/m^3$ 以下

ジクロロメタン:150μg/m³以下

b. 指針値が定められている物質

調査地域に最も近い調査地点である会所町(北区会所町126地先)における、有害大気 汚染物質等(指針値が定められている物質)の測定結果は、表 3-1-12 に示すとおりであり、 いずれの項目も指針値を達成している。

表 3-1-12 指針値が定められている物質の測定結果(令和5年度)

| 測定局 | | 会所町 | 指針値の達成状況 〇:達 成 ※:非達成 |
|-------------|---------------|-------|----------------------------|
| アクリロニトリル | $(\mu g/m^3)$ | 0.045 | 0 |
| 塩化ビニルモノマー | $(\mu g/m^3)$ | 0.038 | 0 |
| 水銀及びその化合物 | (ng/m^3) | 1.2 | 0 |
| ニッケル化合物 | (ng/m^3) | 2. 3 | 0 |
| クロロホルム | $(\mu g/m^3)$ | 0. 17 | \circ |
| 1,2-ジクロロエタン | $(\mu g/m^3)$ | 0. 12 | 0 |
| 1,3-ブタジエン | $(\mu g/m^3)$ | 0.060 | 0 |
| ヒ素及びその化合物 | (ng/m^3) | 1.0 | 0 |
| マンガン及びその化合物 | (ng/m^3) | 24 | 0 |
| 塩化メチル | $(\mu g/m^3)$ | 1.6 | 0 |
| アセトアルデヒド | $(\mu g/m^3)$ | 1.6 | 0 |

注)1:値は、年平均値である。

2:指針値は、以下に示すとおりである。

アクリロニトリル: 2μg/m³以下

塩化ビニルモノマー:10μg/m³以下

水銀及びその化合物: 40ng/m³以下

ニッケル化合物:25ng/m³以下

クロロホルム:18μg/m³以下

1, 2-ジクロロエタン: 1. 6μg/m³以下

1,3-ブタジエン:2.5μg/m³以下

ヒ素及びその化合物: 6ng/m³以下

マンガン及びその化合物:140ng/m3以下

塩化メチル: 94µg/m³以下

アセトアルデヒド:120μg/m³以下

出典)「令和5年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

ク. ダイオキシン類

令和 5 年度におけるダイオキシン類の測定結果は、表 3-1-13 に示すとおりであり、若宮 大通公園では、環境基準を達成している。

なお、調査地域及びその周辺に、ダイオキシン類発生源調査の対象施設は存在しない。

表 3-1-13 ダイオキシン類測定結果(令和5年度)

| 測定局 | 年平均値 (pg-TEQ/m³) | 環境目標値 の達成状況 :達 成 ×:非達成 |
|--------|---------------------|---------------------------------|
| 若宮大通公園 | 0.041 | |

注)環境基準は、「年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下」である。 出典)「令和 5 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

騒 音

ア. 環境騒音

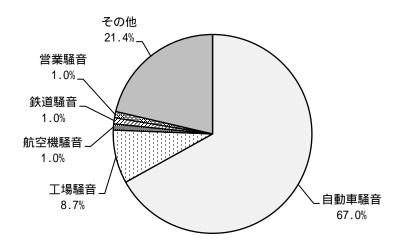
調査地域及びその周辺における環境騒音の調査結果は、表 3-1-14 に示すとおりである。 令和元年度の調査結果は、昼間が 57dB、夜間が 47~49dB であり、環境基準を達成して いる。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 3-1-6 に示すとおりであり、自動車 騒音が 67.0%と最も多く、次いで工場騒音の 8.7%の順となっている。

| | Kolling in American Carlot (All 1997) | | | | | | | |
|----------|---------------------------------------|---|----|--------------|----|--|--|--|
| 調査地点 | 用途地域 | 等価騒音レベル [L _{Aeq}] (dB) | | 環境基準 (dB) | | | | |
| | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | | | |
| 千種区内山一丁目 | 近隣商業地域 | 57 | 47 | 60 | 50 | | | |
| 中区新栄三丁目 | 近隣商業地域 | 57 | 49 | 以下 | 以下 | | | |

表 3-1-14 環境騒音調査結果(令和元年度)

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までである。 出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編(令和元年度)」(名古屋市ウェブサイト)



出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編(令和元年度)」 (名古屋市ウェブサイト) 図 3-1-6 環境騒音の主な寄与音源

イ. 道路交通騒音

調査地域及びその周辺における令和 4・5 年度の道路交通騒音の調査結果は、表 3-1-15 に示すとおりである。等価騒音レベルは、昼間が 63~70dB、夜間が 58~67dB であり、昼間及び夜間ともに要請限度(昼間 75dB、夜間 70dB)を超えた地点はない。

また、調査地域及びその周辺における令和 4・5 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は、表 3-1-16 に示すとおりであり、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、95.0~100.0%の範囲にある。

表 3-1-15 自動車騒音調査結果(令和 4・5 年度)

| 路線名 | 測定地点 | 等価騒音レベル [L _{Aeq}] (dB) | | 10 分間 | 大型車 混入率 (%) | |
|------------|----------|---|----|-------|-------------------|--------|
| | | 昼間 | 夜間 | 小型車 | 大型車 | (70) |
| 一般国道 153 号 | 東区葵一丁目 | 66 | 62 | 305 | 14 | 4.4 |
| | 千種区千種一丁目 | 65 | 60 | 133 | 5 | 3.6 |
| 名古屋長久手線 | 中区葵一丁目 | 70 | 67 | 190 | 8 | 4.0 |
| 都通布池線 | 千種区内山三丁目 | 65 | 59 | 207 | 7 | 3.3 |
| 赤萩町線 | 中区新栄三丁目 | 64 | 58 | 187 | 23 | 11.0 |
| 錦通線 | 千種区今池四丁目 | 63 | 59 | 169 | 9 | 5.1 |

注)1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までである。

^{2:}交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(令和4・5年度)」(名古屋市ウェブサイト)

表 3-1-16 自動車騒音に係る環境基準の面的評価結果(令和 4・5 年度)

| | 評価 | 区間 | 評価場 | | Ī | 面的評価結 | 果 | |
|------------|----------------|----------------|----------------------|------------|-----------|-----------|------------------|---------------------|
| 評一一家路線 | 始点 | 終点 | 計画(1)家 住居等 (戸) | 達成戸数 (昼夜間) | 達成戸数 (昼間) | 達成戸数 (夜間) | 非達成戸数 (昼夜間) | 達成率 (昼夜間) (%) |
| 一般国道 153 号 | 中区新栄 2丁目1 | 中区新栄 3丁目18 | 1,310 | 1,310 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| | 中区新栄 3丁目18 | 超区 車町 | 1,092 | 1,092 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 名古屋長久手線 | 中区栄 2丁目1 | 中区新栄 2 丁目 1 | 1,070 | 1,062 | 8 | 0 | 0 | 99.3 |
| | 中区新栄 2丁目1 | 千種区今池 5丁目1 | 2,638 | 2,531 | 106 | 0 | 1 | 95.9 |
| 都通布池線 | 千種区内山 2丁目15 | 東区葵 3丁目10 | 890 | 888 | 0 | 2 | 0 | 99.8 |
| | 東区葵 3丁目10 | 東区葵 1丁目1 | 1,911 | 1,911 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 赤萩町線 | 東区出来町 1丁目1 | 東区葵 3丁目10 | 1,071 | 1,071 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| | 東区葵 3丁目10 | 中区新栄 3丁目20 | 694 | 688 | 2 | 3 | 1 | 99.1 |
| | 中区新栄 3丁目20 | 中区千代田 5丁目11 | 2,077 | 2,068 | 9 | 0 | 0 | 99.6 |
| 錦通線 | 中区錦 3丁目25 | 東区葵 1丁目20 | 677 | 643 | 6 | 0 | 28 | 95.0 |
| | 東区葵 1丁目20 | 東区葵 3丁目23 | 1,046 | 1,045 | 0 | 1 | 0 | 99.9 |
| | 東区葵 3丁目23 | 千種区内山 3丁目25 | 101 | 101 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| | 千種区内山 3丁目25 | 千種区今池 4丁目9 | 743 | 731 | 12 | 0 | 0 | 98.4 |

注)面的評価結果は、以下のとおりである。

・達成戸数(昼夜間) :昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数

・達成戸数(昼間) :昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数

・達成戸数(夜間) : 夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数

・非達成戸数(昼夜間):昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(令和4・5年度)」(名古屋市ウェブサイト)

ウ. 在来鉄道騒音

調査地域の周辺における在来鉄道騒音の調査結果は、表 3-1-17 に示すとおりである。 令和 3 年度の調査結果は、軌道の中心より 12.5m地点及び 25m地点ともに 58dB である。

表 3-1-17 在来鉄道騒音の調査結果(令和3年度)

| 路線名 | 調査地点 | 軌道 構造 | 測定側 | 等価 レ^ [L _{Aeq}] 12.5m | | 最大 レ^ [L _{Amax} 12.5m | いん | 列車速度 (km/h) |
|--------|-------|----------|-----|---|----|--|----|----------------|
| JR中央本線 | 千種二丁目 | 高架 | 上り側 | 58 | 58 | 75 | 73 | 94 |

注)1:測定側は、名古屋駅方向を上りとする。

2:12.5mと 25mは近接側軌道中心からの距離である。

3:列車速度は、12.5m地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算 術平均して求めた。

出典)「令和3年度 在来鉄道騒音・振動実態監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

振動

ア. 道路交通振動

調査地域及びその周辺における令和 4・5 年度の道路交通振動の調査結果は、表 3-1-18 に示すとおりであり、振動レベルは、40~42dBである。

| 路線名 | 測定地点 | 振動レベル | 10 分間 (台 | 大型車 混入率 | |
|------------|----------|-------|-------------|------------|------|
| | | (dB) | 小型車 | 大型車 | (%) |
| 一般国道 153 号 | 東区葵一丁目 | 40 | 305 | 14 | 4.4 |
| | 千種区千種一丁目 | 42 | 133 | 5 | 3.6 |
| 都通布池線 | 千種区内山三丁目 | 41 | 207 | 7 | 3.3 |
| 赤萩町線 | 中区新栄三丁目 | 40 | 187 | 23 | 11.0 |
| 錦通線 | 千種区今池四丁目 | 41 | 169 | 9 | 5.1 |

表 3-1-18 自動車振動調査結果(令和 4・5 年度)

イ. 在来鉄道振動

調査地域の周辺における在来鉄道振動の調査結果は、表 3-1-19 に示すとおりである。 令和 3 年度の調査結果は、軌道の中心より 12.5m地点が 52dB、25m地点が 46dB である。

| 路線名 | 調査地点 | 軌道 構造 | 振動レベル 測定側 (dB) | | 列車速度 (km/h) | |
|--------|-------|----------|-------------------|-------|----------------|--------|
| | | ~ | | 12.5m | 25 m | (1, 1) |
| JR中央本線 | 千種二丁目 | 高架 | 上り側 | 52 | 46 | 94 |

表 3-1-19 在来鉄道振動の調査結果(令和3年度)

悪臭

名古屋市における令和 5 年度の悪臭に関する公害苦情処理件数は 334 件であり、公害苦情処理件数の総数 1,792 件の約 19%を占めている。

また、東区では総数 75 件のうち 4 件(約 5%) 千種区では総数 123 件のうち 13 件(約 11%) 中区では総数 148 件のうち 18 件(約 12%)が悪臭に関する公害苦情処理件数となっている。

出典)「令和6年版 名古屋市環境白書」(名古屋市ウェブサイト)

注)1:振動レベルは、昼間 10 分間における 80% レンジの上端値である。

^{2:}交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(令和4・5年度)」(名古屋市ウェブサイト)

注)1:測定側は、名古屋駅方向を上りとする。

^{2:12.5}mと 25mは近接側軌道中心からの距離である。

^{3:}列車速度は、12.5m地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を 算術平均して求めた。

出典)「令和3年度 在来鉄道騒音・振動実態監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

温室効果ガス等

名古屋市における温室効果ガス排出量は表 3-1-20 に、部門別排出量は図 3-1-7 に示すとおりである。

2022 年度の排出量は 1,280 万 $t-CO_2$ であり、基準年度の 2013 年度から 19.9%減少している。最も排出量が多いのは運輸部門で、次いで業務その他部門、家庭部門の順となっている。

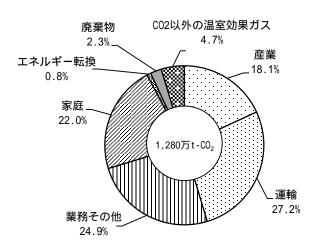
表 3-1-20 温室効果ガス排出量(2022年度)

単位:万 t-CO₂

| | | | | 一 ! : / : : : : : : : : : : : : : : : : : |
|---------------------|--------------------|-------------------|---------|--|
| ガス種 | 部門 | 2013 年度 (基準年度) | 2022 年度 | 基準年度比 (%) |
| | 産業 | 326 | 232 | -28.7 |
| | 運輸 | 444 | 348 | -21.6 |
| | 業務その他 | 394 | 319 | -19.1 |
| CO_2 | 家庭 | 335 | 281 | -16.0 |
| | エネルギー転換 | 15 | 10 | -31.0 |
| | 廃棄物 | 29 | 29 | +2.8 |
| | CO ₂ 小計 | 1,542 | 1,220 | -20.9 |
| CO ₂ 以外(| の温室効果ガス | 57 | 60 | +6.1 |
| 温室効果 | 見ガス合計 | 1,599 | 1,280 | -19.9 |

注)端数処理により、活動区分ごとの CO₂ の合計が、全体の合計値と一致しない場合がある。

出典)「2022年度温室効果ガス排出量等について」(名古屋市ウェブサイト)



出典)「2022 年度温室効果ガス排出量等について」 (名古屋市ウェブサイト)

図 3-1-7 部門別温室効果ガス排出量(2022 年度)

(5) 動植物、生態系及び緑地の状況

動物

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的 影響を強く受けた環境となっているため、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

植 物

調査地域及びその周辺における現存植生図は、図 3-1-8 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺の植生は大部分が市街地であり、その中に残存・植栽樹群をもった公園、墓地等及び工場地帯が点在している。

また、調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、 人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される植生は確認されていない。

生態系

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的 影響を強く受けた環境となっているため、注目される生態系は確認されていない。

緑地の状況

調査地域における都市公園、街園の状況は、図 3-1-9 に示すとおりである。

調査地域には 12 箇所の都市公園と 5 箇所の街園があり、事業実施想定区域の周辺には、 赤萩街園、赤萩第二街園がある。

調査地域及びその周辺の緑被地の状況は、図 3-1-10 に示すとおりであり、高木及び街路樹高木の割合が多くなっている。



図 3-1-8 現存植生図

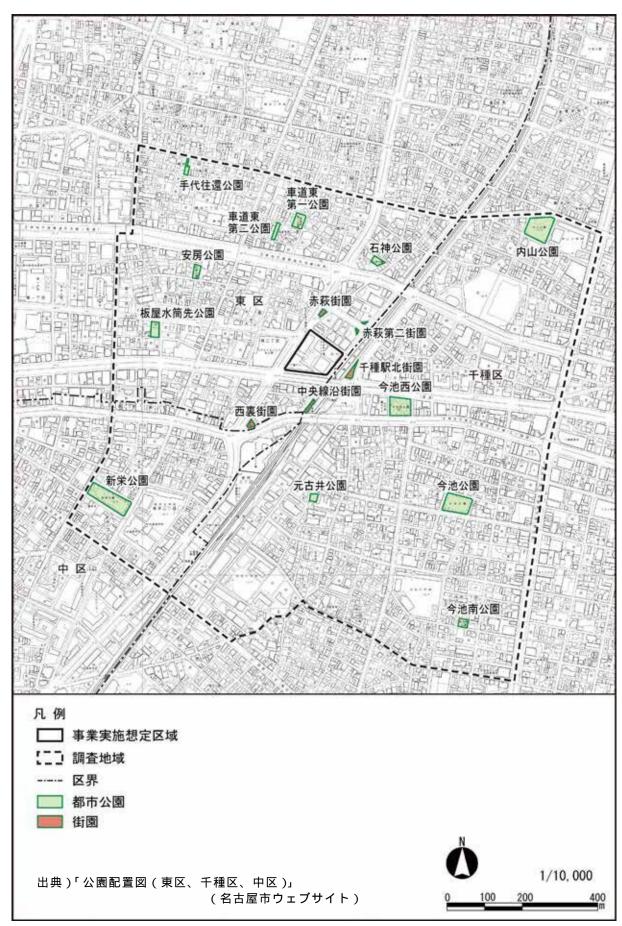


図 3-1-9 都市公園、街園の状況

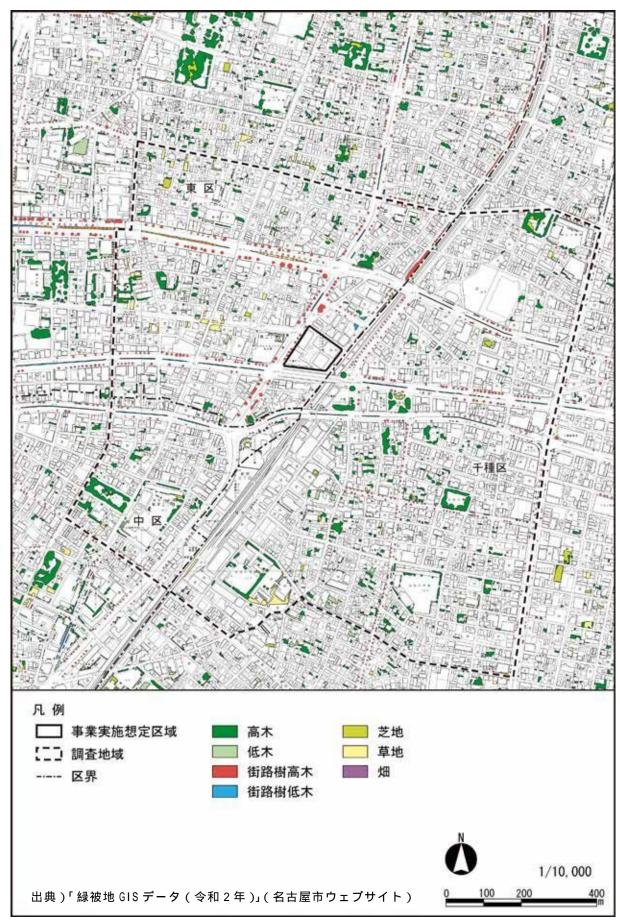


図 3-1-10 緑被地の状況

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

景観資源

調査地域に、「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁,平成元年)に記載された自然景 観資源及び「名古屋市都市景観条例」(昭和59年名古屋市条例第17号)に基づく、都市景 観重要建築物等指定物件は存在しない。

眺望景観

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、特筆すべき眺望景観は存在しない。

人と自然との触れ合いの活動の場

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

野外レクリエーション施設

調査地域における野外レクリエーション施設の状況は、図 3-1-11 に示すとおりである。 調査地域には 12 箇所の野外レクリエーション施設(都市公園)があり、広場、散策路、 遊具、植栽等が整備されている。

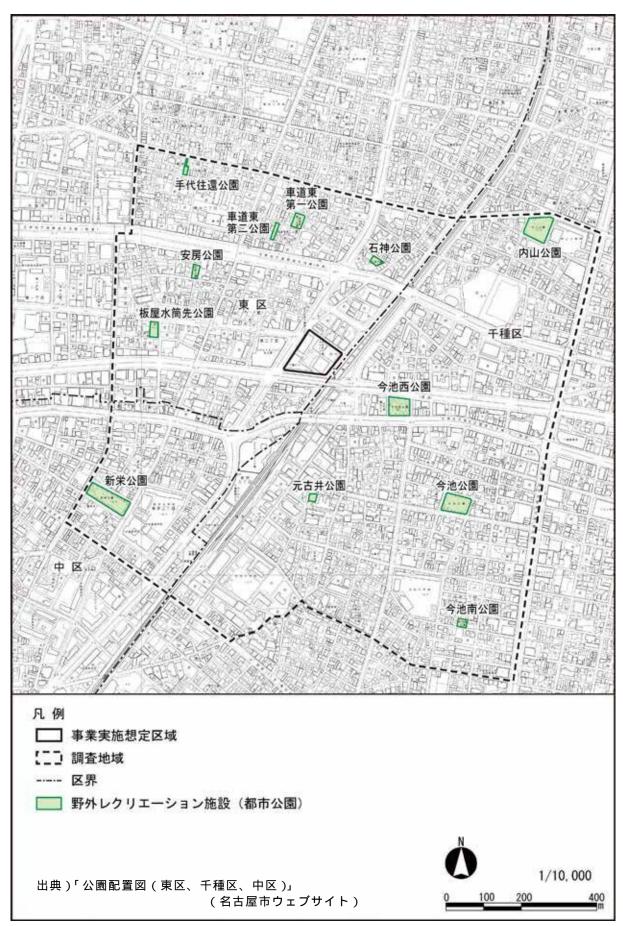


図 3-1-11 野外レクリエーション施設の状況

3-2 社会的状况

(1) 人口及び産業

人口、世帯数及び人口動態

名古屋市及び東区、千種区、中区における令和 2 年 10 月 1 日現在の人口及び世帯数は、表 3-2-1 に示すとおりである。

人口は、名古屋市及び東区、千種区、中区ともに増加傾向を示している。

なお、調査地域の人口は 19,514 人、事業実施想定区域を含む東区葵 3 丁目の人口は 1,966 人である。

1 世帯当たりの人員は、東区及び千種区は名古屋市とほぼ同じ値であるが、中区は低い値となっている。調査地域は 1.53 人で名古屋市よりも低い値となっている。

また、令和 2 年 10 月 1 日現在の齢別人口構成比は図 3-2-1 に、昼夜間人口は表 3-2-2 に示すとおりである。

年齢別人口は、名古屋市と比べ東区では 15~64 歳の割合が高くなっている。中区では 15歳未満の割合が低く、15~64歳の割合が高くなっている。千種区は名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

昼夜間人口比率は、東区が 149.8%、千種区が 107.4%、中区が 316.4%であり、中区は 事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域となっている。

| 区分 | 人口(人) (A) | 世帯数 (世帯) | 1 世帯当たり の人員 (人) | 平成 27 年 人口(人) (B) | 増加率 (%) |
|------|--------------|-------------|-----------------------|-------------------------|------------|
| 名古屋市 | 2,332,176 | 1,122,103 | 2.08 | 2,295,638 | +1.6 |
| 東区 | 84,392 | 45,762 | 1.84 | 78,043 | +7.5 |
| 千種区 | 165,245 | 86,281 | 1.92 | 164,696 | +0.3 |
| 中区 | 93,100 | 63,159 | 1.47 | 83,203 | +10.6 |
| 調査地域 | 19,514 | 12,781 | 1.53 | 18,115 | +7.2 |

表 3-2-1 人口及び世帯数(令和2年)

出典)「令和2年国勢調査 名古屋の町(大字)・丁目別人口」(名古屋市ウェブサイト) 「平成27年国勢調査 名古屋の町(大字)・丁目別人口」(名古屋市ウェブサイト)

注)1:令和2年10月1日現在

^{2:} 增加率(%) = ((A - B)/B) × 100

| 名古屋市 | 11.9 | | | | 62.8 | | | | 25.3 | |
|------|------|----|---------|---|---------|-----|----------|-----|------|-------|
| 東区 | 11.4 | | | | 66.4 | | | | 22.1 | |
| 千種区 | 11.7 | | | | 63.8 | | | | 24.5 | |
| 中区 | 6.6 | | | | 73.4 | I | | | 20.0 | |
| | % | 20 |] D% | 4 | 0% | 60% | <u> </u> | 80% | 20.0 | 100% |
| · · | ,, | | ■15歳未満 | | □15~64歳 | | | | | . 30% |

注)令和2年10月1日現在

出典)「令和2年国勢調査 名古屋市の人口と世帯数(確定値)」

(名古屋市ウェブサイト)

図 3-2-1 年齢別人口構成比(令和2年)

表 3-2-2 昼夜間人口(令和2年)

| 区分 | 夜間人口 (人) | 昼間人口 (人) | 昼夜間 人口比率 (%) |
|------|-------------|-----------|--------------------|
| 名古屋市 | 2,332,176 | 2,594,018 | 111.2 |
| 東区 | 84,392 | 126,399 | 149.8 |
| 千種区 | 165,245 | 177,394 | 107.4 |
| 中区 | 93,100 | 294,608 | 316.4 |

注)1:令和2年10月1日現在

2:昼夜間人口比率=(昼間人口/夜間人口)×100

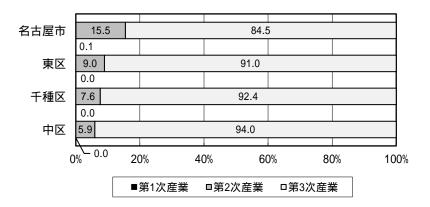
出典)「令和2年国勢調査 名古屋の昼間人口」(名古屋市ウェブサイト)

産 業

名古屋市及び東区、千種区、中区における令和3年6月1日現在の産業別事業所数の割合は図3-2-2に、産業別従業者数の割合は図3-2-3に示すとおりである。

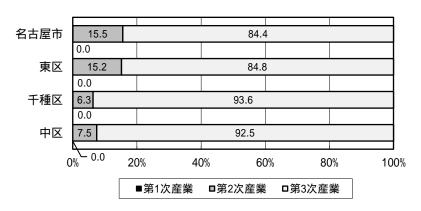
事業所数及び従業者数は、名古屋市及び東区、千種区、中区ともに第3次産業の割合が 最も高くなっている。

名古屋市との比較では、第3次産業の事業所数の割合は東区、千種区及び中区ともに名 古屋市よりも高く、従業者数の割合は千種区及び中区は名古屋市よりも高く、東区はほぼ 同じ割合となっている。



注) 令和3年6月1日現在 出典)「令和3年度経済センサス活動調査(確報)結果の概要」 (名古屋市ウェブサイト)

図 3-2-2 産業別事業所数の割合



注) 令和3年6月1日現在 出典)「令和3年度経済センサス活動調査(確報)結果の概要」 (名古屋市ウェブサイト)

図 3-2-3 産業別従業者数の割合

(2) 土地利用

土地利用の状況

名古屋市及び東区、千種区、中区における令和 6 年 1 月 1 日現在の土地利用の状況(民有地)は、表 3-2-3 に示すとおりである。

名古屋市の土地利用区分は宅地の割合が最も高く約84%を占めているが、東区、千種区及び中区は、さらにこの割合が高く東区が約98%、千種区が約97%、中区が約98%を占めている。

調査地域及びその周辺における建物用途の状況は、図 3-2-4 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺は住居施設用地及び商業施設用地が多く、その中に教育施設用地、 宗教・文化・医療・養護施設用地等が点在している。

表 3-2-3 土地利用の状況(民有地)

単位<u>:</u>a

| 区分 | 総数 | 田 | 畑 | 宅地 | 宅地率 | 池沼 | 山林 | 原野 | 鉄道軌 道用地 | 雑種地 |
|------|-----------|--------|--------|-----------|-------|-----|--------|-------|------------|---------|
| 名古屋市 | 1,834,916 | 51,107 | 46,664 | 1,536,557 | 83.7% | 559 | 19,290 | 2,118 | 28,260 | 150,361 |
| 東区 | 43,035 | 0 | 16 | 42,004 | 97.6% | 0 | 0 | 0 | 806 | 209 |
| 千種区 | 87,233 | 0 | 110 | 84,520 | 96.9% | 0 | 221 | 0 | 509 | 1,873 |
| 中区 | 43,208 | 0 | 2 | 42,411 | 98.2% | 0 | 0 | 0 | 779 | 16 |

注)1:令和6年1月1日現在

2:宅地率 = 宅地面積/総数×100

出典)「毎年の統計データ(名古屋市統計年鑑)」(名古屋市ウェブサイト)



図 3-2-4 建物用途の状況

都市計画法に基づく地域地区及びその他の土地利用計画

調査地域及びその周辺は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。

調査地域及びその周辺における用途地域の指定状況は、図 3-2-5 に示すとおりである。

調査地域の用途地域は、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であり、事業実施想定区域は全域が商業地域となっている。

調査地域及びその周辺における防火地域の指定状況は、図 3-2-6 に示すとおりである。 調査地域には、防火地域(集団防火)、防火地域(路線防火)及び準防火地域の指定がある。なお、事業実施想定区域には、防火地域(路線防火)及び準防火地域の指定がある。 調査地域における高度地区の指定状況は、図 3-2-7 に示すとおりである。

調査地域には、31m度地区、絶対高 31m高度地区及び絶対高 45m高度地区の指定がある。なお、事業実施想定区域に高度地区の指定はない。

調査地域及びその周辺における駐車場整備地区の指定状況は、図 3-2-8 に示すとおりである。

調査地域には、駐車場整備地区の指定がある。なお、事業実施想定区域には、駐車場整備地区の指定がある。

調査地域及びその周辺における高度利用地区及び特定用途誘導地区の指定状況は、図 3-2-9 に示すとおりである。

調査地域には、高度利用地区(新栄三丁目 1 地区、新栄三丁目 2 地区)及び特定用途誘導地区の指定がある。なお、事業実施想定区域には、特定用途誘導地区の指定がある。

調査地域及びその周辺における都市景観形成地区の指定状況は、図 3-2-10 に示すとおりである。

調査地域には、今池都市景観形成地区の指定がある。なお、事業実施想定区域に都市景観形成地区の指定はない。

調査地域に、風致地区の指定はない。

(3) 水域利用

調査地域及びその周辺に、河川等の水域は存在しない。

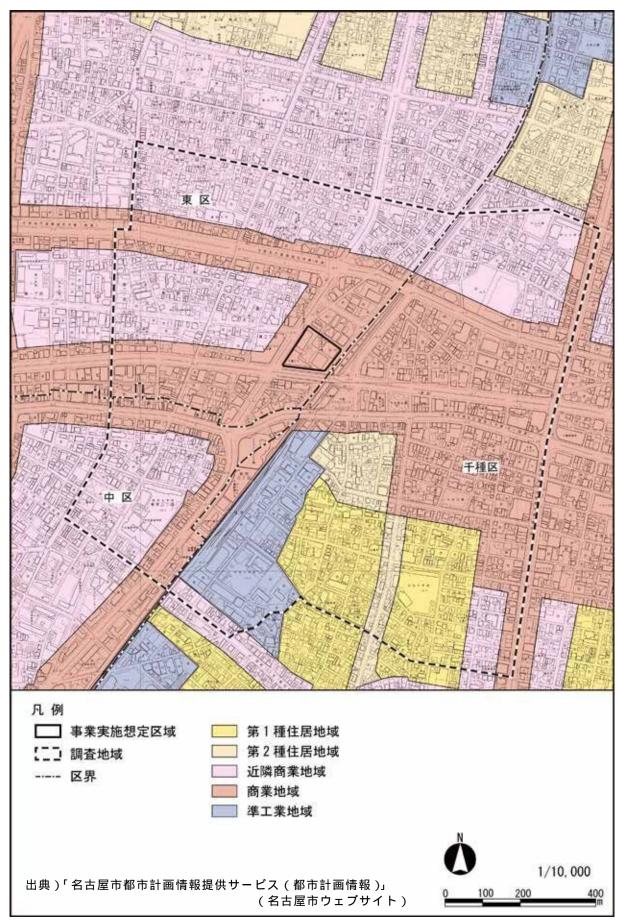


図 3-2-5 用途地域の指定状況



図 3-2-6 防火地域の指定状況

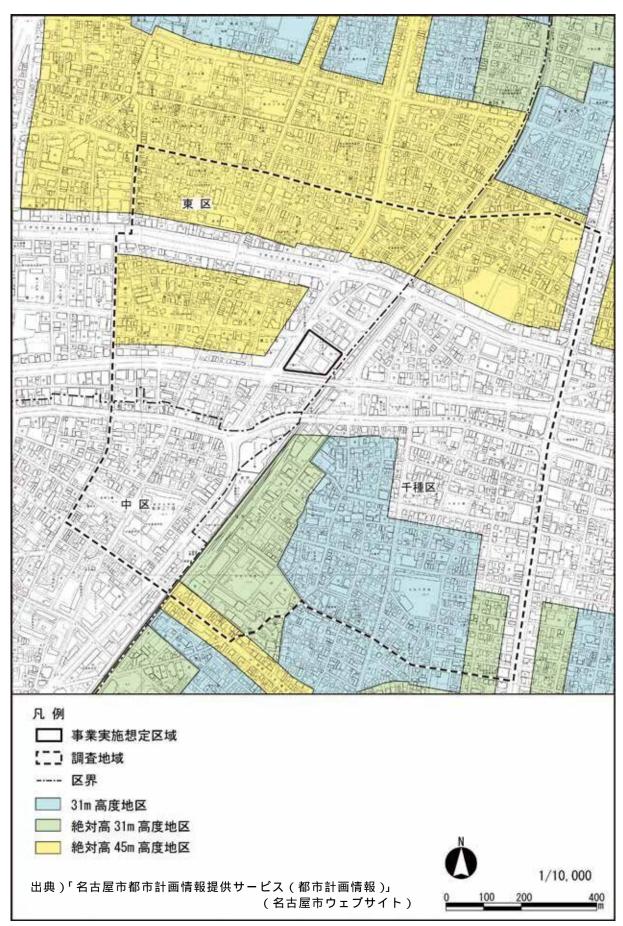


図 3-2-7 高度地区の指定状況



図 3-2-8 駐車場整備地区の指定状況

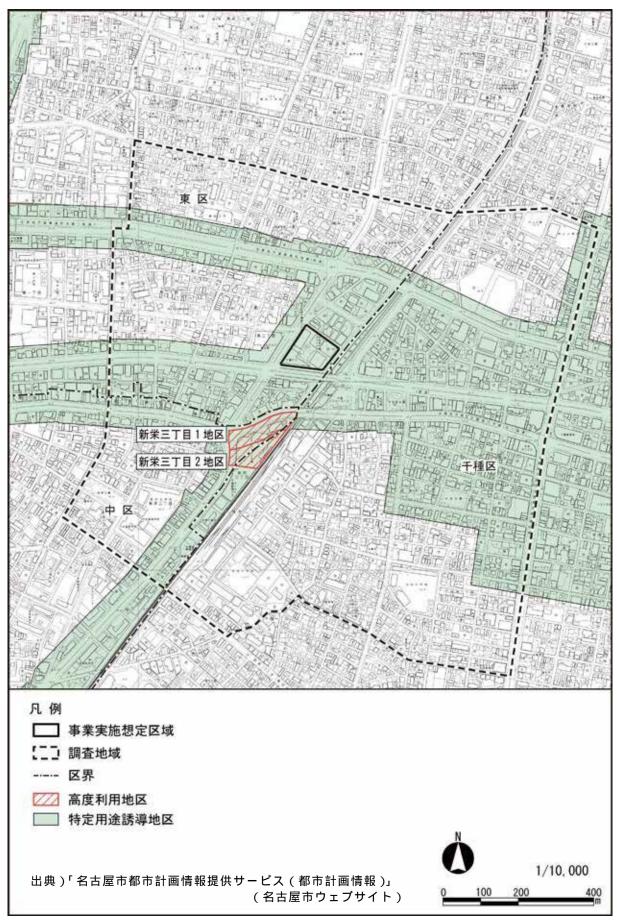


図 3-2-9 高度利用地区、特定用途誘導地区の指定状況

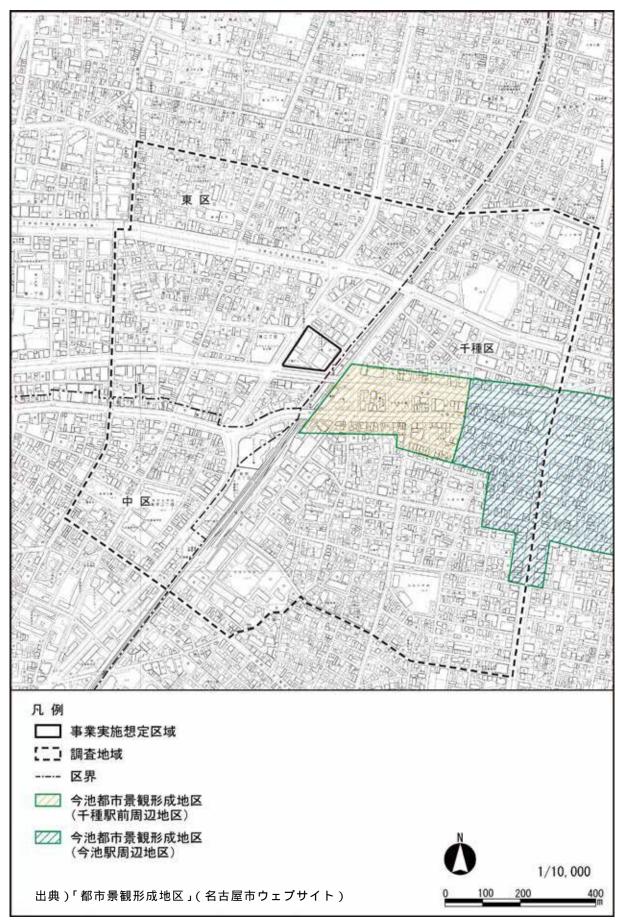


図 3-2-10 都市景観形成地区の指定状況

(4) 交 通

交通網(道路網、公共交通機関網)

調査地域及びその周辺における主要な道路網は、図 3-2-11 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺には、一般国道 19 号及び 153 号、主要県道の名古屋長久手線、主要市道の都通布池線及び名古屋環状線、一般市道の錦通線及び赤萩町線が通っている。なお、事業実施想定区域の西側には赤萩町線、南側には錦通線が通っている。

調査地域及びその周辺における鉄道の状況は、図 3-2-12 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺には、JRの中央本線、地下鉄の東山線及び桜通線が通っている。なお、事業実施想定区域の東側にはJR中央本線、南側には地下鉄東山線が通っており、JR千種駅及び地下鉄千種駅が最寄りの駅となっている。

調査地域及びその周辺におけるバス路線の状況は、図 3-2-13 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺には、市バスが通っている。なお、事業実施想定区域の南東側には、市バスの千種バスターミナルがある。



図 3-2-11 主要な道路網

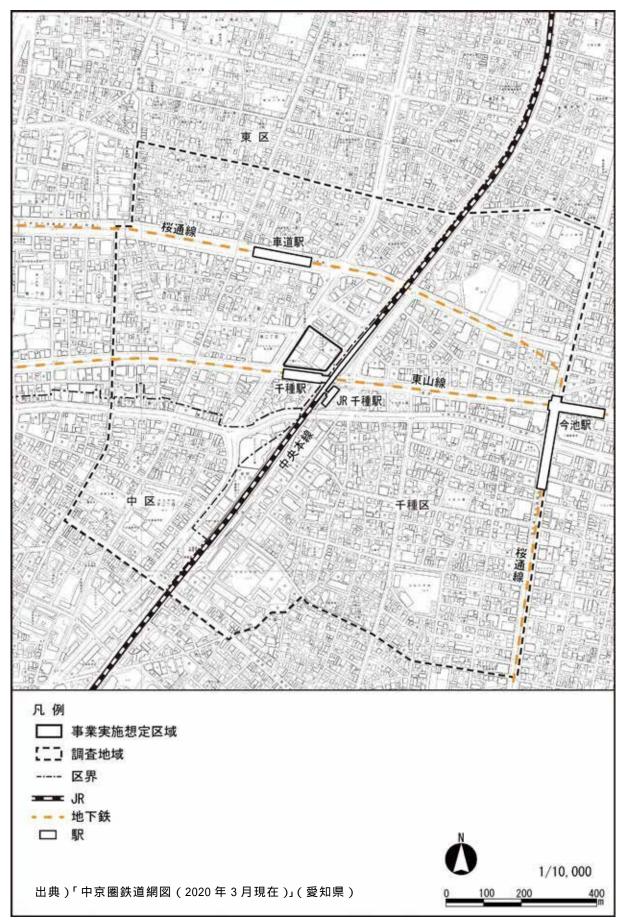


図 3-2-12 鉄道網



図 3-2-13 バス路線

道路交通状況

調査地域及びその周辺における令和 3 年度の自動車交通量調査結果は表 3-2-4 に、調査 区間は図 3-2-14 に示すとおりである。

自動車交通量は、事業実施想定区域の西側を通る一般市道赤萩町線(No.8)が 11,566 台/12 時間及び 15,036 台/24 時間、南側を通る一般市道錦通線(No.10)が 16,368 台/12 時間及び 22,260 台/24 時間である。

また、大型車混入率は、一般市道赤萩町線(No.8)が 5.5%、一般市道錦通線(No.10)が 5.1%である。

表 3-2-4 自動車交通量調査結果(令和 3 年度)

| | | | 3 | 逐通量(台) |) | 昼間 | |
|-----------|-------------------|------|---------|--------|--------|----------------------------|--|
| 区間 No. | 調査路線 (交通量観測地点) | 調査時間 | 小型車 | 大型車 | 合計 | 12 時間 大型車 混入率 (%) | |
| | 一般国道 19 号 | 12h | 23, 189 | 1,799 | 24,988 | 7.0 | |
| 1 | (東区泉3丁目28) | 24h | 32,389 | 2,345 | 34,734 | 7.2 | |
| 2 | 一般国道 153 号 | 12h | 8,611 | 443 | 9,054 | 4.9 | |
| | (千種区千種一丁目) | 24h | 10,710 | 879 | 11,589 | | |
| 3 | 主要県道名古屋長久手線 | 12h | 18,795 | 886 | 19,681 | 4.5 | |
| 3 | (千種区今池一丁目) | 24h | 24,494 | 2,666 | 27,160 | 4.5 | |
| 4 | 主要県道名古屋長久手線 | 12h | 32,696 | 1,722 | 34,418 | 5.0 | |
| 4 | (千種区覚王山通9丁目) | 24h | 42,745 | 6,473 | 49,218 | 5.0 | |
| 5 | 主要市道名古屋環状線 | 12h | 19,530 | 2,370 | 21,900 | 10.8 | |
| <u> </u> | (千種区松軒一丁目) | 24h | 25,960 | 4,700 | 30,660 | 10.8 | |
| 6 | 主要市道名古屋環状線 | 12h | 23,805 | 2,084 | 25,889 | 8.0 | |
| 0 | (昭和区阿由知通2丁目) | 24h | 31,292 | 4,953 | 36,245 | | |
| 7 | 主要市道都通布池線 | 12h | 18,285 | 804 | 19,089 | 4.2 | |
| , | (東区葵二丁目) | 24h | 23,805 | 2,538 | 26,343 | | |
| 8 | 一般市道赤萩町線 | 12h | 10,931 | 635 | 11,566 | 5.5 | |
| O | (東区黒門町) | 24h | 13,780 | 1,256 | 15,036 | | |
| 9 | 一般市道赤萩町線 | 12h | 13,954 | 951 | 14,905 | 6.4 | |
| J | (中区新栄二丁目) | 24h | 18,086 | 2,036 | 20,122 | | |
| 10 | 一般市道錦通線 | 12h | 15,541 | 827 | 16,368 | 5.1 | |
| 10 | (東区葵三丁目) | 24h | 20,131 | 2,129 | 22,260 | | |
| 11 | 一般市道錦通線 | 12h | 11,652 | 817 | 12,469 | 6.6 | |
| 11 | (千種区池下一丁目) | 24h | 14,829 | 1,505 | 16,334 | 6.6 | |

注)1:区間No.は、図3-2-14に対応する。

- 2: 斜体の値は、推計値である。
- 3:調査時間は、以下のとおりである。

12h:7時~19時の12時間

24h: 7時~翌日7時もしくは0時~翌日0時の24時間

出典)「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省ウェブサイト)



図 3-2-14 自動車交通量調査区間

公共交通機関の利用状況

調査地域に位置する駅における令和 5 年度の駅別乗車人員は、表 3-2-5 に示すとおりである。

駅別乗車人員は、JR 千種駅が約 932 万人、地下鉄千種駅が約 847 万人、今池駅が約 814 万人、車道駅が約 240 万人である。

表 3-2-5 駅別乗車人員(令和 5年度)

単位:人/年

| 区分 | 駅名 | 路線名 | 乗車人員 | | |
|-----|-----|------------|-----------|--|--|
| JR | 千種駅 | 中央本線 | 9,318,521 | | |
| | 千種駅 | 東山線 | 8,470,245 | | |
| 地下鉄 | 今池駅 | 東山線 桜通線 | 8,139,155 | | |
| | 車道駅 | 桜通線 | 2,399,991 | | |

出典)「毎年の統計データ(名古屋市統計年鑑)」(名古屋市ウェブサイト)

(5) 地域社会等

学校、病院、コミュニティ施設等

調査地域における学校、病院、コミュニティ施設等の状況は、表 3-2-6 及び図 3-2-15 に示すとおりである。

調査地域には、保育所・こども園が4箇所、幼稚園が1箇所、小学校が3箇所、中学校が1箇所、高等学校が1箇所、大学が1箇所、専修学校が2箇所、各種学校が2箇所、老人福祉施設が6箇所、コミュニティセンターが2箇所、文化施設が1箇所ある。

表 3-2-6 学校、病院、コミュニティ施設等

| No. | 区分 | 名称 |
|-----|------------|-----------------|
| 1 | 保育所・ | ひだまり kids 葵保育園 |
| 2 | こども園 | はな保育園くるまみち |
| 3 | | チャイルドケア葵園 |
| 4 | | ノーボーダーズ千種駅前校 |
| 5 | 幼稚園 | 名古屋ルーテル幼稚園 |
| 6 | 小学校 | 内山小学校 |
| 7 | | 千石小学校 |
| 8 | | 新栄小学校 |
| 9 | 中学校 | 今池中学校 |
| 10 | 高等学校 | 中央高等学校 |
| 11 | 大学 | 愛知大学 |
| 12 | 専修学校 | アリアーレビューティー専門学校 |
| 13 | | 名古屋平成看護医療専門学校 |
| 14 | 各種学校 | 河合塾千種校 |
| 15 | | ドルトンスクール名古屋 |
| 16 | 老人福祉施設 | ジョイフル千種 |
| 17 | | リハビリパーク千種 |
| 18 | | めぐらす葵 |
| 19 | | エイジトピア・ナゴヤ |
| 20 | | ブランシエール千種 |
| 21 | | ブランシエール千種 2 |
| 22 | コミュニティセンター | 葵コミュニティセンター |
| 23 | | 内山コミュニティセンター |
| 24 | 文化施設 | 今池ガスホール |

注)表中の No.は、図 3-2-15 に対応する。

- 出典)「保育所等」(名古屋市ウェブサイト)
 - 「幼稚園」(名古屋市ウェブサイト)
 - 「学校一覧」(愛知県ウェブサイト)
 - 「愛知県内の私立学校」(愛知県ウェブサイト)
 - 「愛知県大学情報ポータルサイト」(愛知県ウェブサイト)
 - 「病院名簿(令和6年10月1日現在)」(愛知県ウェブサイト)
 - 「医院・病院検索」(名古屋市医師会ウェブサイト)
 - 「高齢者向け施設のご案内」(愛知県ウェブサイト)
 - 「暮らしの情報(施設案内)」(名古屋市ウェブサイト)

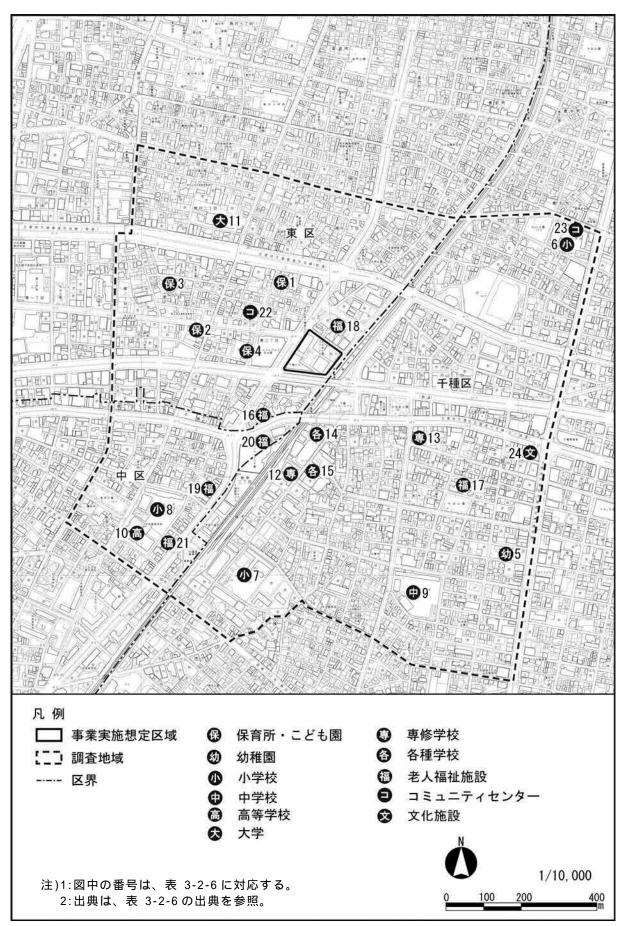


図 3-2-15 学校、病院、コミュニティ施設の状況

文化財の分布

調査地域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 6 号)及び「名古屋市文化財保護条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)により指定された文化財はない。

出典)「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ウェブサイト)

交通安全の状況

名古屋市及び東区、千種区、中区における交通事故の状況は、表 3-2-7 に示すとおりである。

令和6年の人身事故件数は、東区が396件、千種区が551件、中区が769件であり、千種区は前年から減少しているが、東区及び中区は増加している。

名古屋市 千種区 中区 東区 区分 令和 令和 令和 前年比 前年比 前年比 前年比 6年 6年 6年 6年 551 +92 人身事故件数(件) 8,378 +235 396 +70 -49 769 死傷者数(人) 9,770 +214 459 +82 633 -39 884 +98 死者数(人) 0 -4 +5 +1 35 +1

表 3-2-7 交通事故の状況

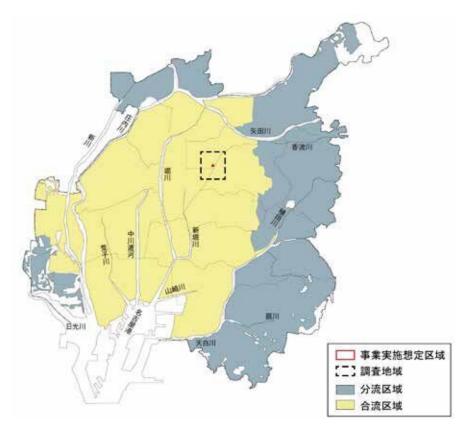
出典)「愛知県の交通事故発生状況(令和6年中)」(愛知県警察ウェブサイト)

上水道・下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%(令和 6 年 3 月 31 日現在) 公共下水道の人口普及率注)は 99.8%(令和 6 年 3 月 31 日現在)となっている。

また、名古屋市の下水道整備状況は、図 3-2-16 に示すとおりであり、調査地域は合流区域となっている。

注)(人口普及率)=(処理区域内人口)÷(行政区域内人口)×100 出典)「毎年の統計データ(名古屋市統計年鑑)」(名古屋市ウェブサイト)



出典)「なごやの水道・下水道(令和6年度版)」(名古屋市上下水道局ウェブサイト)

図 3-2-16 下水道の整備状況

廃棄物等の発生状況

名古屋市における令和 5 年度のごみ処理量(収集・搬入量)は 554,410 トンで、前年度と比べ約 3%減少している。

令和5年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表3-2-8に示すとおりであり、 東区、千種区及び中区における収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示しているが、 中区の環境美化は名古屋市よりも高い割合を示している。

表 3-2-8 ごみ及び資源収集量(令和 5年度)

単位:トン

| 区分 | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 蛍光管 ・水銀体 温計等 | 環境美化 | 電池類 | 資源収集 | 合計 |
|------|---------|--------|--------|--------------------|--------|--------|---------|----------|
| 名古屋市 | 354,513 | 14,095 | 8,385 | 93 | 1,268 | 322 | 58,296 | 436,972 |
| | (81.1%) | (3.2%) | (1.9%) | (0.02%) | (0.3%) | (0.1%) | (13.3%) | (100.0%) |
| 東区 | 12,955 | 536 | 334 | - | 37 | - | 2,128 | 15,990 |
| | (81.0%) | (3.4%) | (2.1%) | - | (0.2%) | - | (13.3%) | (100.0%) |
| 千種区 | 24,051 | 988 | 631 | - | 14 | - | 4,170 | 29,854 |
| | (80.6%) | (3.3%) | (2.1%) | - | (0.0%) | - | (14.0%) | (100.0%) |
| 中区 | 15,889 | 641 | 367 | - | 327 | - | 2,377 | 19,601 |
| | (81.1%) | (3.3%) | (1.9%) | - | (1.7%) | - | (12.1%) | (100.0%) |

注)1:()内の数値は、収集量に対する各区分の収集割合を示す。

2:四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

出典)「事業概要(令和6年度資料編)」(名古屋市ウェブサイト)

(6) 関係法令の指定・規制等

公害関係法令

ア. 環境基準等

a. 大気汚染(資料2-1(資料編p.資料-5~6)参照)

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」(平成8年名古屋市条例第6号)に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

なお、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、環境基準は適用されない。

b. 騒 音(資料2-2(資料編p.資料-7)参照)

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

c. 水質汚濁(資料2-3(資料編p.資料-8~13)参照)

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市 環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

なお、調査地域に、河川等の水域は存在しない。

d. 土壌汚染(資料2-4(資料編p.資料-14)参照)

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

e. ダイオキシン類(資料2-5(資料編p.資料-15)参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壌についてダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ. 規制基準等

a. 大気質

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」に基づき、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素 酸化物についての総量規制基準が定められている。

b. 騒 音(資料2-6(資料編p.資料-16~19)参照)

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

同法第17条第1項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

また、「学校保健安全法」(昭和33年法律第56号)に基づき、騒音に関する学校環境衛生基準が定められている。

c. 振 動(資料2-7(資料編p.資料-20~22)参照)

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第16条第1項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

d. 悪 臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき、名古屋市では、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の22物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアをはじめとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンをはじめとする 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法 (官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)を定 めている。

e. 水質及び底質

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)により、水質汚濁に係る排水基準が定められているほか、名古屋港に流入する河川等の公共用水域では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号)により、業種別に上乗せ排水基準が定められている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び燐について、総量規制基準が定められている。

また、水銀及び PCB を含む底質には、「底質の処理・処分等に関する指針について」(環水管第 211 号)により、底質の処理・処分等に関する指針が定められている。

このほか、「名古屋市環境保全条例」に基づき、小規模工場等からの排出水については、 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の許容限度が定められている。建設工事に 伴い公共用水域に排水する場合は、外観、水素イオン濃度、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)の目安値が定められている。

f. 地 盤(資料2-8(資料編p.資料-23)参照)

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

また、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市域内では港区及び南区の一部の地域であり、事業実施想定区域が位置する東区には、同法に基づく規制はない。

g. 土 壌

土壌に係る規制基準は、「土壌汚染対策法」、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」 (昭和 45 年法律第 139 号)、「名古屋市環境保全条例」において、それぞれ定められている。

なお、「土壌汚染対策法」において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事(名古屋市においては市長)が認めるときは、同法に基づく土壌汚染調査が必要となる。

また、3,000m²以上(有害物質使用特定施設が設置されている事業場については900m²以上)の土地の形質の変更をしようとするときは、「土壌汚染対策法」に基づき、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地において過去に特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

さらに、特定有害物質等取扱工場等では、500m²以上3,000m²未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に特定有害物質の取り扱い状況に応じた調査計画書を作成・提出した後に、土壌汚染等調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。(「土壌汚染対策法」に基づき調査を行う場合を除く。)

h. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び 排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

i. 景 観

名古屋市は、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を策定している。同計画により、名古屋市全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

j. 日 照(資料2-9(資料編p.資料-24~26)参照)

事業実施想定区域北側の用途地域は、第2種住居地域、近隣商業地域及び商業地域であり、第2種住居地域及び近隣商業地域の範囲は、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)による日影の規制対象区域に該当する。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

k. 緑 化(資料2-10(資料編p.資料-27~28)参照)

「緑のまちづくり条例」(平成 17 年名古屋市条例第 39 号)に基づき、市街化区域については、敷地面積 500 m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10%以上を緑化する必要がある。

1. 地球温暖化

1)建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 23 年名古屋市告示第 139 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、床面積 2,000 m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

2) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」(令和6年名古屋市告示第191号)に基づき、地球温暖化対策事業者(燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kL以上(原油換算)に該当する工場・事業場)は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、「温室効果ガスの排出の状況」及び「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、名古屋市長に届け出なければならない。

廃棄物関係法令

ア. 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成4年名古屋市条例第46号)に基づき、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ. 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(環境省,平成23年)及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター,平成23年)に基づき、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。なお、愛知県では、同法第4条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」(愛知県,平成14年)が制定されている。

自然関係法令

ア. 自然公園地域の指定状況

調査地域に、「自然公園法」(昭和32年法律第161号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和43年愛知県条例第7号)に基づく自然公園地域の指定はない。

イ. 自然環境保全地域の指定状況

調査地域に、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ. 緑地保全地域の指定状況

調査地域に、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ. 鳥獣保護区等の指定状況

調査地域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域となっている。

防災関係法令

ア. 砂防指定地の指定状況

調査地域に、「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定はない。

イ. 地すべり防止区域の指定状況

調査地域に、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ. 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ. 災害危険区域の指定状況

調査地域に、「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定はない。

オ. 河川保全区域の指定状況

調査地域に、「河川法」(昭和39年法律第167号)に基づく河川保全区域の指定はない。

(7) 環境保全に関する計画等

愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」(平成7年愛知県条例第1号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成9年8月に策定している。本計画は、その後、社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応するために、平成14年9月に第2次、平成20年3月に第3次、平成26年5月に第4次として改訂されている。さらに、令和3年2月、持続可能な社会の形成を着実に推進するため、第5次として改訂されている。なお、「第5次愛知県環境基本計画」の期間は令和12(2030)年度である。

名古屋市環境基本計画

名古屋市では、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に策定しており、その後、平成 18 年 7 月に第 2 次、平成 23 年 12 月に第 3 次として改訂されている。

さらに、令和3年9月、持続可能な開発目標(SDGs)の理念を踏まえて、第4次として 改訂されている。なお、「第4次名古屋市環境基本計画」の施策は、表3-2-9に示すとおり であり、計画期間は令和3(2021)年度~令和12(2030)年度の10年間となっている。

| みんなで目 指す2030年 のまちの姿 | 施策 | 施策の柱 |
|------------------------------------|--|---|
| | [施策] 全ての主体の環境に関 わる学びと行動、パート ナーシップを推進する | 1.環境に関わる学びを推進する 2.環境にやさしい行動を促進する 3.パートナーシップを推進する |
| パートナーシ | [施策] 健康で安全、快適な生活 環境の保全をはかる | 1.大気環境の向上をはかる 2.水環境の向上をはかる 3.土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する 4.騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する 5.公害による健康被害の救済と予防を行う |
| ップで創る快 適な都市環境 と自然が調和 したまち | [施策] 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理 を推進する | 1. リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)を推進 する 2. 分別・リサイクル(再生利用)を推進する 3. ごみの適正な処理を推進する |
| | [施策] 生物多様性の保全と持 続可能な利用、水循環機 能の回復をはかる | 1.生物多様性の主流化を推進する 2.豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する 3.風土にあった生きものを保全する 4.水循環機能の回復を推進する |
| | [施策] 気候変動に対する緩和 策と適応策を推進する | 1.温室効果ガスの排出抑制を推進する 2.気候変動によるリスクへの備えを推進する |

表 3-2-9 第 4 次名古屋市環境基本計画の施策

水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市では、平成19年2月に水循環に関する構想「なごや水の環(わ)復活プラン」

を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現に向けての取組や、2012 年、2025 年及び 2050 年までに行うことをまとめ、「水の環復活2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと」、「2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと」、「順応的管理を行うこと」、「地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

水の環復活なごや戦略実行計画 2030

名古屋市では、平成 21 年に策定した「水の環復活 2050 なごや戦略」の実行計画として、平成 21 年 3 月に「第 1 期実行計画」、平成 27 年 3 月に「第 2 期実行計画」を策定している。その後、取組を進める中で明らかになった課題や、近年の水循環に関連する法改正などの動きに対応し、リニア中央新幹線の開業等に合わせたまちづくりの機会を捉えて、健全な水循環の回復につながる取組を推進するため、令和 7 年 3 月に「水の環復活なごや戦略実行計画 2030」を策定した。

計画期間は、令和 7 (2025) 年度~令和 12 (2030) 年度で、以下に示す重点施策を定めている。

- ・グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透
- ・水循環機能を活かした地域の魅力向上
- ・水循環の自分事化を進める仕掛けづくり

低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市では、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進めるとしている。

名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030

名古屋市では、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、平成 23 年 12 月に「低炭素都市なごや戦略実行計画」を策定し、平成 30 年 3 月には「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画 2018-2030」を策定した。その後、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正と地球温暖化対策計画の改定が行われ、日本全体の温室効果ガスを2030 年度までに 46%削減することが掲げられたこと等を踏まえ、令和 6 年 3 月に「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」を策定している。計画期間は令和 6 (2024)年度~令和12 (2030)年度で、2050年に目指す姿として「2050年カーボンニュートラルの実現にチャレンジ」を掲げている。

また、2030 年度に向けた新たな目標として、2013 年度比で温室効果ガス排出量を 52% 削減、最終エネルギー消費量を 32%削減、太陽光発電の導入目標を 49 万 kW にすることを 目指している。

生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市では、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

生物多様性なごや戦略実行計画 2030

名古屋市では、平成 22 年に策定した「生物多様性 2050 なごや戦略」の実行計画として、 令和 5 年 10 月に「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」を策定している。

計画期間は、令和 5 (2023) 年度~令和 12 (2030) 年度で、以下に示す重点方針を定めている。

- ・生物多様性に配慮したまちづくりの推進
- ・社会変革につながる取り組みの促進
- ・自然と共生する人づくり
- ・生物多様性保全の拠点・ネットワークの強化

名古屋市みどりの基本計画 2030

名古屋市では、長期的な視点から、名古屋市の目指すみどりの都市像と今後 10 年間の取組についてまとめた「名古屋市みどりの基本計画 2030」を令和 3 年 3 月に策定している。計画期間は、令和 3 (2021)年度~令和 12 (2030)年度で、目指す都市像を「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」とし、以下に示す基本方針を定めている。

- ・みどりにより都市力を高める(魅力あるみどりのまちを形成する)
- ・みどりにより地域力を高める(身近なみどりを活用する)
- ・みどりにより持続力を高める(みどりの基盤を強化する)

名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市では、平成6年6月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成12年8月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。平成28年3月には「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和6年3月に持続可能な循環型都市なごやの実現に向け、これまでの取組から一歩踏み込んだ施策を総合的かつ計画的に推進していくため「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

名古屋市地域防災計画

名古屋市では、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)、「大規模地震対策特別措置法」(昭和53年法律第73号)及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑り及びその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的大事故並びに産業災害等に対処するため、市域にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めた「名古屋市地域防災計画(令和6年6月修正)」を策定している。